

C. NMのシャブダ論構成とヴェーダ聖典の権威論証

1. プラマーナとしてのシャブダの定義(根本テキストの定義解釈)
2. 独立のプラマーナとしてのシャブダの存在を認めない見解の提示と論破
 - ・推理の一種にすぎないという見解とその批判
 - ・そもそもシャブダはプラマーナとしての妥当性を持たない見解(唯物論的快樂主義的チャールヴァーカ)とその批判

「互いに矛盾しあう、数多くの聖典が存在するが、その中でどれかが神が著したものであり、どれかはそうでないと我々は思わない。
またヴェーダにはいろいろな瑕疵がある。すなわち、矛盾、繰り返し、虚言である。」
3. プラマーナの妥当性をめぐる議論(pramānya-vāda)

プラマーナとしての妥当性をもつとはいかなることか、妥当性をもたないとはいかなることかという一般的な枠組みの議論の中に、シャブダ、特にヴェーダのプラマーナとしての妥当性(権威)の問題を位置づけるために、この議論が展開される。

 - (1) 論敵であるミーマーンサーの自律的真知論(他律的偽知論)の主張
 - (2) ミーマーンサー説の論破とニヤーヤの他律的真知論(他律的偽知論)の主張
4. 他律的真知論をヴェーダの権威論証に適用する問題(ミーマーンサーとの論争)

〈備考〉研究会当日配布したのは5ページまで。6ページ目は、Cの節が完結しておらず、またその後もレジュメは続くはずだったが、時間切れで、あとの部分は、すべて口頭でお話した。

部門研究1・2合同研究会 2006年度第5回研究会 報告

「イスラームの現在」

日 時／2007年1月27日(土)
 会 場／同志社大学 今出川キャンパス 寧静館5階会議室
 発 表／中田 考(同志社大学大学院神学研究科教授)
 飯塚 正人(東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所助教授)

スケジュール

13:00～14:00 発表:中田 考
 14:00～15:00 発表:飯塚正人
 15:00～15:15 休憩
 15:15～17:30 ディスカッション
 18:00～20:00 懇談会

研究会概要

当COEプログラムの学際・複合性の更なる進展を目的として、今回はこれまでの研究会に共通した議論対象である「イスラームの現在」をテーマに、部門研究会を合同で行なった。

事前に参加者から発表者への質問を募り、中田、飯塚両氏の発表はそれらの回答を中心に行なわれた。質問はまずイスラーム世界における宗教と政治との関係が中心となった。例えばイスラーム国家における民主化基調の高まり、シャリーア(イスラーム法)と議会の持つ立法権との関係、パブリシティとプライバシーとの区別、またウラマー(イスラーム学者)などの「宗教家」の担い得る政治的役割、そしてイスラームの理想的政治体制についての質問などである。次いでマレーシアにおけるムスリムとキリスト教徒の関係、ローマ教皇のイスラーム理解、望ましいアメリカの中東外交といった、イスラーム世界(ムスリム)と非イスラーム世界(非ムスリム)との対話促進の可能性についての質問が集まった。

中田氏は、イスラーム世界といったものは基本的には無く、イスラーム的な形をとるにせよそれは西欧の世界・政治制度に覆われているということ、回答の前提とした。つまりイスラームとその世界が孕むと見なされる問題の多くは西欧とその制度との邂逅によってイスラーム世界に現れたものであり、例えば上述の民主化という問いに対しては、自由民主主義という概念から自然権を保護するという機能を抽出し、シャリーアによる統治というイスラーム制度内のそれに相当するものに置き換える形で回答がなされた。中田氏の回答は、あるべきイスラームの形、その思想によって展開される「イスラーム研究」としてのものであったと言える。

続く飯塚氏はイスラーム世界の抱える問題の大半がイスラームと関係するものではないという点で中田氏と前提を同じくするが、その議論・分析対象をムスリムとし、彼らが必ずしもイスラームの十分な反映者ではないという現実(実際のムスリムはシャリーアに従って生きているとは限らず、人間である以上、様々な欲望や思惑にも突き動かされて行動している、つまり「あるべきイスラーム」という観点からすれば「不真面目な」ムスリムが多いという現実)を理解することが重要だとする。従って飯塚氏はフィールドにおけるインタビュー調査を手掛かりに分析する自身の回答を「ムスリム研究」と位置づけた。飯塚氏は

寄せられた質問を「イスラム原理主義」(イスラーム主義)、ムスリムと非ムスリム、シャリーアの運用と民主化・議会制民主主義、進化論とイスラーム思想の四つに分類し、ムスリム或いはイスラーム諸国が主張する「イスラーム」とその立場というものは時に錦の御旗であり、「イスラーム」を掲げ、それを否定しないことが当該社会においてどのような動きを促すのかという視点を通した回答がなされた。

議論では現在のイスラーム諸国の政治制度についての具体的な事実確認の後、それらについての公的な場での議論の幅や、可能な政治体制のバリエーションについて、西欧の場合との違いが議論された。またアカデミズムにおける進化論への見解、或いはマレーシアやイランといった特定地域の政治体制の問題などについて、活発な情報交換がなされた。今回の合同研究会は単に「イスラームの現在」についての見識を参加者が養うに留まらず、今後引き続いてそれについて議論する際の更なる共通認識、相互理解を得る上で非常に有益なものだったと言える。

(CISMORリサーチアシスタント・同志社大学大学院神学研究科博士後期課程 高尾賢一郎)

イスラームの現在



同志社大学大学院神学研究科教授

中田 考

ただいま、ご紹介に預かりました中田です。

私の議論は、部門研究1の先生方、部門2の先生方、もうみなさまおなじみで、もう食傷気味だと思わず、ほんとうに簡単にすませたいと思います。

一応1時間、お時間をいただいておりますが、みなさんにはあらかじめ回答もお配りしておりますので、私のほうは、私に対するディスカッションも含めて、できれば1時間で終わらせて、残りの時間は、わざわざ遠方から来ていただきました飯塚先生とのディスカッションにできるだけ時間を割きたいと思っております。

では、いきなりですが、始めさせていただきます。

「イスラームの現在」ということで今日はお話をするわけですが、第1に、基本的に現代において、特に政治の部分はそうですけれども、イスラームというのはほとんどないということから、まず認識として持っていただきたいと思っております。

われわれ現代に生きている者として、基本的には植民地時代以降、西欧の世界制度、政治制度が全世界を覆っているわけですので、イスラームの国なんていうのはありませんし、イスラームの世界も基本的にはないということであって、イスラームの世界にたくさん問題もあるわけですが、それは基本的には現代の抱える問題であって、これは西欧の抱える問題であるというのが基本的な認識です。

もちろん、イスラーム世界においては、それがイスラーム的な形をとって現れるわけですが、それは本質的にはすべて西欧の問題であると考えております。

それでは、具体的な話、質問に対する回答から行かせていただきたいと思います。

1番。「今日、世界の諸宗教は「対立」から「対話」へという方向性にあります。ところが、イスラームの現状は、むしろ原理主義的な趨勢にあるように思います。そうした状況において、近代西欧との調和、あるいは、他宗教との対話などの動きが、イスラーム世界において大きな流れになっていく可能性はないのでしょうか」。

これはまず、現状認識としては違うと思います。対話の方向にあるというのは、事実として違うと思います。対話を進めているのは、それぞれの宗教のなかの「対話屋さん」という感じの人々です。そういう人たちがやっているだけであって、だいたい、私もイスラーム研究者であると同時に、ムスリムとしても、ムスリム協会というところに、いまかかわっておりますので、その手のものによく出るわけです。出るというか、話を聞くわけですが、だいたい出てくる人間がみな同じなのです。組織する団体は違って、出てくる人間は、ほぼみな同じです。それはイスラームだけではなくてどの宗教も同じで、ごく一部の人間がやっているだけというのが現実かと思えます。実際の信徒のレベルで言うと、そういう宗教対話というのはほとんど進んでいないと思います。

ただ、これは、あくまでも宗教対話という話です。特にイスラームの場合は、ただの対話だったら日常的にやっているわけです。中東というのは、諸宗教がすべて混在している社会です。隣同士が異教徒というのはいくらでもある話ですから、普通に話を

しているわけです。そのなかで千何百年やっていますから、特に宗教の対話をしてもしかたがないということはわかっていますので、そういう話はしないということです。

ですから、宗教対話というの、世界の趨勢だというのは、まったく事実問題として違っていると思います。

2番。「1990年代以降、イスラーム世界で民主化基調が高まりつつあり、それに伴い、イスラーム復興勢力による政党活動も広がりを見せています。政治的なイスラーム復興主義とは、シャリーア態勢の確率と定義づけられる場合が多いですが、議会制民主主義とシャリーア体制の関係について、最近のスナ派イスラーム思想界では、どのような議論があるのかご紹介いただけませんか」。

1990年代以降、イスラーム世界で民主化基調が高まりつつあるというのが、かなり不正確ではないかという気がします。たしかにそういう側面がなくはないのですが、むしろ、最近、フランシス・フクヤマさんという人の『アメリカの終わり』という本が出ましたけども、その中でも民主化論、ハンチントンです。『文明の衝突』で非常に有名になりましたけれども、それ以前に彼は政治学者だったわけで、『第三の波』なんていう民主化の理論の発表もしていたのですが、それがやっぱり誤りだった。

たしかに1990年代までを見ると、民主化が進んだように見えたのですが、そのあと、あきらかに逆行しているのです。1990年代に民主化の方向へ進んでいたと見えていた国も、すべて失敗しているということを、フランシス・フクヤマさんも言っています。おそらくそれが、むしろ現実に近いというかたちがいたします。

それはともかくとして、民主化という議論も、私がいつも言っている話なので、あまりもう繰り返したくないのですが、内容がないので、あまりこういう議論はイスラーム世界だけではなくて、してもしかたがないと思います。

内容をはっきりさせるのであれば、「制限選挙寡頭制」というのが、私は一番いい言い方だというふうに思っています。これ以上長くなると、一語と、名称として長くなり過ぎますので、これぐらいが簡潔で必要充分だと思います。

ともかく「民主化論」というのは不毛なのですが、ある程度、それで有意味に言い換えるとすれば、まず一つには、イスラームが民意であるという議論が大ざっぱに言えば、二つあります。

一つは、イスラームと民主化は矛盾しないのだと。というのは、民衆がみんなイスラームを求めているから。だから、民主主義はイスラームなんだという、この議論がけっこうあります。

それから、もう一つは、民主化と言った場合に普通に意味されているのは、自由民主主義なわけです。自由民主主義なわけであって、何でも民主であればいいというわけではないと。そうではなくて、自由というのが入ると。自由というのは結局のところ、自然法というか、自然権というか、そういうものですので、その民意というか、議会が立法で決められることのうえに、さらにそれを規制する規範になる立場です。これが自由民主主義なわけです。

その部分がイスラームにおいては、シャリーアであるということです。シャリーアというのはもともと人権を守るものであって、というような議論です。バリエーションもありますけども、まとめてしまえば、この二つに尽きるというふうに、私は思っております。

私自身はまだ(2)のほうの説得的だと思っておりますので、無理に民主化論をお話しないといけないときには、この話をするようにしております。

3番。「議会制民主主義は立法権が議会にあるということですが、議会制民主主義のシャリーア体制が可能なのか、あるとすれば、ウラマー／イスラーム知識人と議会、主権者としての国民との関係はどのようなものなのか」。

まず議会制民主主義というものはすべて、いかなる国家でも議会の選挙権も被選挙権も生物とし

ての「人間の」全ての個体を含むわけではないということです。ですから、全部、すべて制限選挙、私が制限選挙寡頭制と言っているのはその意味です。すべてです。人間ではないわけです。人間ではなくて、特定の人間のなかの個体が選挙権を持つ。それが制限選挙寡頭制なわけですけれども、そのなかで資格です。

どういう者を資格とするのか。年齢とかが多いわけですがけれども、それから国籍です。国籍が多いわけですがけれども、シャリーアの奉仕に施行、奉仕するような議会が成立するためには、そういう資格を定めればいいのか、そういうふうにすればそういうふうになるということです。

これがいまイランがやっていることです。これは最高指導者も大統領も、すべて選挙の選挙人の資格、あるいは非選挙人の資格で国家の体制を認めるとか、で、国家の体制自体がイスラーム体制なわけですから、そういうのを入るとそういうふうになると、そういう議論になってくるわけです。

4番。「歴史的なイスラーム国家において、シャリーア体制とは、どのような権力分立関係だったのか。小杉泰教授によれば、ウラマーの自由な法解釈について「思想の市場」が存在し、民が自身の利益や納得に基づいて指示するウラマーを選べ、ある種の「民主的」な法解釈のコンセンサス醸成機能があったということですが、他方で、国家は刑法罰については強制力を発揮しているわけで、国家が刑法罰についてどのような規定、解釈、運用を行うかはどのように決められていたのでしょうか。そこにはどの程度の「世論」の影響の余地があり得るのでしょうか」。

まず、第1にウラマーの自由な法解釈についての「思想の市場」という、この自由をどういうふうに定義するかにもよるわけですが、自由があったのかというと、西欧的な意味で非常に疑問です。中世のイスラームにおいては、細かい法哲学的な議論は別にして、少なくともスナ派の世界においては四つの法学派というのがありまして、ハナフィー派、

シャーフイー派、マーリキー派、ハンバリー派です。この四つの法学派の法学、祖の意見から基本的には出たはけけないという原則が成立しますので、西欧的な意味において自由があったというのは、まったくとんでもない間違いです。そうではないのです。あくまでもその四つのなかから選べるという、その程度の話になるわけです。

刑罰のほうにいきますと、だいたい世紀によって、もちろん適応は違ってくるわけですがけれども、基本的には「イスラーム刑法」の領域というのは、これはもうだいたい「イスラーム法」が確立する10世紀から13世紀ぐらいのあいだに確立するんですけれども、そこから現在に至るまで、その学派地域の違いによらず、何が刑法で裁かれるのかというのは、これはいま言った4学派の微妙な相違はありますけれども、まったく違いはありません。「イスラーム法」のなかで刑法の領域が決められている。ただし、これも刑法の領域が、われわれの刑法とは、そもそも公私の領域が全然違うのです。

ともかく、イスラームにおいてはこうであって、国家が介入するようなレベルの話というのは決まっていますので、世論の影響というものはありません。

5番。「そして、現代では刑法罰の管轄範囲やその決定根拠については、どのような議論があるのでしょうか」。

これは、「イスラーム法」上の根拠の議論はほとんどありません。これはイスラーム法学というか、イスラーム学のほうでは常識ですが、現代において「イスラーム法」というのは、「家族法」の一部にしか残っていないというのがイスラーム法学の、これはべつにムスリムだけではなくて、西欧のオリエンタリストも含めて学者のコンセンサスです。いまイスラーム世界で、「イスラーム法」と言われているものが残っているのは「家族法」、要するに結婚と離婚の一部だけであると言われております。私はそれすらもないと考えています。

ともかくそういう話なので、「イスラーム法」はそも

そも存在しないわけですから、刑法罰に関しては特に「イスラーム法」も関係ないので、その話に踏み込んでしまうと、国家はイスラームではないという話になってしまいますので、そういう話はしないのが基本です。

そうでないところ、例えばサウジアラビアのような、一応「イスラーム法」を守っているという建て前を取るところでは、カリフとその国の支配下ということで、なんとなく同一視するという議論が中心になります。

イスラームではカリフというか、「ウリルアムル」と呼ばれる為政者、責任を持つ者に付けられているのもあるから、国の法律に従わないといけないという議論になってきます。

6番。「この問題は、イスラームにおける公私の区分という観点から、議論のご紹介などしていただければと思います」。

これは公私の区分がだいぶ違ってくるので、まず、大ざっぱのところ、西欧的な意味での公私の区分はありません。ただし、やはり西欧的な意味の公私ではないのですが、いろんな区分があります。

例えば、内心と行為という区分。これも意外にイスラームにおいては、はっきりとしてあります。内心は神しか知り得ないのですが、内心の問題には権力は介入しないという、これはもう鉄則です。ですから、イスラームには、キリスト教の世界のような異端審問とか魔女狩りのようなものはなかったわけです。

これはイスラームにおいて宗教に対する迫害がなかったとか、自由があったという意味では全然ないんですね。そういう意味で言っているのではありません。そうではなくて、中世の異端審問とか魔女狩りというのは、隠している内心を暴こうというものなのです。特に異端審問の場合はそうなのです。

異端審問とか、一番ひどく吹き荒れたのはスペインなのですが、スペインがなぜそうなったかという、あそこには隠れムスリムとか、隠れユダヤ教徒がたくさんいたわけです。その隠れユダヤ教徒や隠れムスリムを暴き出すために、隠れているもの、

内心を暴き出そうとって、それが西欧における異端審問なのです。

そういったものはイスラームにはまったくないわけです。隠していれば、それはほっておくという意味で、そういうものがあります。ですから、内心には介入しない。少なくとも口先で神の存在と預言者のムハンマドの預言者性を認めていて、表面的にイスラームの教えを守っていればそれでいいと。それ以外のことは神に任せるというのがイスラームの考え方です。そういう意味での存在です。外と内という。

それからプライベートな部分。例えば、うちの中でお酒を飲んでいたら。これはうちの中でお酒を飲んでいることがわかって、権力者はうちに入るとはいけないとか、そういう意味でのプライバシーに対する尊重というのがあるわけです。ただし、それはやはり西欧的な公私の区分とはだいぶ違うものです。

イスラームでは、神が隠しておいたものは隠しておくという強固な理念があります。これはおそらく宗教としてのイスラームの、ほかの宗教とは非常に違うところだと思います。だいたいどの宗教でも、同等のレベルで言っていることは似たようなものが多いわけです。いいことをしなさいとか、他人に親切にしなさいとか、そういうことを言っているんですけども、おそらく汚いものは隠しておきましょうという、この考え方は、おそらくイスラームに特徴的なような気がします。

これはほかの宗教だと、真実は明らかにするのがいいというのが多いと思いますが、イスラームはそうではありません。隠しておいたものは隠しておきましょうという理念が非常に強くあります。それがもちろん、マイナスにはたらくことも非常に多くて、権力者に対しても不正を暴けないとかという話にもなっています。いいと言っているわけではないのですが、イスラームにはそういう考え方がある、ともかく表に汚いものは出さないということがあります。それなんかも公私の区分と重なりませんが、共通する部

分もあるような問題としてはと思っています。

「しかし現代では、「国家」という偶像崇拜の浸透により、もはやそうした歯止めも利かなくなりつつあるように思えます」というので、国家が人間の心をコントロールするという、これは非常に現代的な考え方です。

そもそも、もともとイスラームには国家という考え方自体がないわけですから、コントロールするものも何もなかったわけですから、いまでは教育とかいうもので、国家が人々の心を縛っていくと。そのなかでイスラームの教えを強制すること、「イスラーム法」を適用することも、そういう文脈のなかで語られる。そういう枠組みのなかで語られる。

そうすると、子どものときから、先生がそういう教えを強制するというようなかたちで、しかも、社会の中のいろんなところで秘密警察的なものがそういうものを監視するというかたちになって、非常にイスラームと違うものになりつつあるような気がします。

ただ、それもイスラームの問題ではなくて、あくまでも現代の国家というものの成立したあとの物神崇拜の問題だと考えております。

7番。「例えば、現代のイスラーム国家を名乗る国とそうでない国では、女性の社会空間での服装規範や行動規範が異なりますが、それを刑罰対象とするかしないかは、社会に非常に大きな違いをもたらすと思いますが、異なる見解がそれぞれどういう根拠と論拠によっているのかを含めてご紹介いただけますでしょうか」。

まず根本的なところで、服装規定というのが「イスラーム法」上、ハッド刑という法定刑の対象ではなく裁量刑の対象です。

つまり、「イスラーム法」上決まっている、国家が介入する、しかも決まったかたちで介入するものというのは非常に限られていて、学派によって若干違いますが、まず窃盗です。窃盗と強盗と姦通と、姦通をしたという誣告(ぶこく)、姦通誣告と、それから背教と内乱と飲酒です。基本的には、こ

れだけしかありません。

これ以外のことというのは決まっています。服装の何をするのか。服装規定にのっとっていない人間に対して何をするのかというのは決まっていますので、どうしてもいいわけです。

8番。「現在のイラクの混乱の背後に、先進国の利害関係による「分断政策」があると思います。これはアフガンでも他の地域でも見られることです。このような外部からの意図的な陽動作戦に乗らないで、ムスリム同士で結束ができるようになるための「宗教家の役割」は可能でしょうか。外部の力が大きすぎるという理由はあるにしても、あまりにも安易にムスリム同士がいがみ合い殺し合う光景は、イスラームとの交流や対話にとってマイナスにしかならないと、悲しく思います。また一般のムスリムの犠牲者の多さも黙視できない事態です。外部からの攻撃をやめ、イスラームに対する無知や偏見を是正することも重要ですが、イスラーム内部でも平和的な解決を目指すために、「イスラームの宗教家」に宗教的かつ政治的な努力をして欲しいと願うのは、私だけではないと思います」。

まず、イスラームに宗教家がいるかという話、これ自体が大きなテーマなわけですが、勘違いです。結論として言うと、少なくともスンナ派には宗教家というのはいないのではないかと思います。

答えですが、「イスラームに敵対する権力に命がけで抵抗したイラン・イラクのシーア派の「宗教家」とち違い」。シーア派はやはり宗教家、あるいは聖職者と言えるような階層があると私も思いますし、イスラーム学者のあいだでも、そういう意見はかなり強いと思います。

シーア派の宗教家たちと違い、スンナ派の宗教家たちは権力の「茶坊主」「御用学者」として、あるいは公務員としてしかみなされていませんので、残念ながらそういった「実存的決断」において影響力を持つという命がけの戦いをやっているときに、やめろと言ってやめろというような影響力はほとんど

持っていません。

9番。「文明間の対話や諸宗教間対話に関してキリスト教関係者の話をうかがったが、政府高官が出席する公の場と教会側が設ける草の根の対話の場とでは、出席者や話のレベルなどが違い、一部で相互理解が進んでいる面が見られるものの、具体的な事項(マレー語聖書で使われている用語の禁止問題、マレー語で書かれたキリスト教新聞や冊子に対する当局の対応など)の全面解決には至っていない模様である。これは、私の調査によれば1980年代から繰り返し発生している問題で、最近では2006年10月の当局からのカトリック新聞宛て警告書がある。ムスリムとクリスチャンの平和共存を模索する過程で、マレー語とキリスト教の関係は、緊張をはらむ微妙な問題であるが、解決に向けて、キリスト教側としてはどのように対処したらよいか、ご意見をうかがいたい」。

簡単に言うと、ムスリムの宣教を中止して、マレーシアのイスラーム化の妨害をやめることというだけで、非常に簡単な話です。

なぜ問題になるのかというと、特にカトリックですけども、カトリックの聖書の翻訳の問題が、もちろんあたりまえですけども、聖書の翻訳というのは、宣教のためにやっているわけですので、それが特にインドネシアで、イスラームからの改宗者が増えた。それが問題になっているという話ですから、それをまずやめる。

もう一つは、マレーシアの場合は、特殊なマレーシア的な問題として、マレーシアは一応、インドネシアとは違ってイスラームは国教であるという国なのですが、そのなかで、特に先ほども言った、イスラームの刑法の問題です。法定刑があるクルアーンとハディースです。定めのある法定刑を施行するという動きに、クリスチャンがことごとく反対をするわけです。クリスチャンに限りませんが、非ムスリムたちがです。それが非常にイスラーム化を妨害していますので、そういうことをやめると疑いが晴れると

いうことだと思います。

10番。「ローマ教皇ベネディクト16世のレーゲンスブルク大学での講義発言に対するムスリム側の反応について、非公式の聞き取りを行ったところ、インド系カトリックの秘書や研究員からは、「文脈全体からあの発言を理解すべきなのに、ムスリムは過剰反応をしている」「マレーシアでもキリスト教側は対応が大変だった」とのことであった。日本の大学では、教皇のイスラーム理解を批判する言説が散見される。また、ヨーロッパやアメリカなどいわゆる「強い側」「批判しても「報復」しない(であろう)側」を批判し、ムスリムを擁護する論法が通用し易い。しかしながら、現実に個々のムスリム地域を観察すれば、非ムスリム人口の割合によって、事情はもう少し複雑になる。この件について、コメントをうかがいたい」。

ベネディクト16世の講義発言ですけれども、あれが文脈全体から発言を理解すると、明らかにイスラームに対する敵意なわけです。というのは、森先生がこの質問のホームページの中で的確な分析をされていますけれども、全体を見ると、なぜあそこでムハンマドの宗教がというような話になっていくのかというのは、もちろんそれ自体が誤解に基づいているわけですけど、それは別として、文脈自体のなかからあそこで出てくる必要は全然ないわけです。

先ほども言いましたけれども、特にカトリックであれば、カトリックの側で、あの問題というのは理性と信仰の問題で、力による強制によって宗教を押しつけてもしかたがないという議論であって、これは実は、カトリックがずいぶんやっていたことでもあります。それはフィリピンのなかでもやっていることですし、中世のスペインなんかでもやっていることですから、むしろ、そういう話をすればいいわけであって、あそこで、特にイスラームの場合は、逆にそうではなくて、イスラームは、イスラームの秩序を強制するわけです。イスラームは強制しないというのはまったく嘘なわけです。武力を使って強制をするのですが、それは信仰ではなくて、イスラームの秩序

なわけです。それは剣かコーランかというのは間違っていて、剣かコーランか税金か、が正しいのです。そういう話です。

イスラームでは信仰を強制するというのは、ばかばかしいのでやらないというのです。ただし、先ほども言いましたけれども、イスラームは内心の問題には立ち入りませんので、現世の利益を求めて勝手に入ってくる人間に対して、お前は、それは現世利益で入ったんだろうと言って詮索することもしないということなのです。

ともかく、イスラームでは力によって信仰を強制するようなことはしませんので、そもそも事実認識として間違っていますし、文脈からいってちゃんと理解すると、あれは反イスラーム的発言というか、イスラーム批判でしかないということなのです。

ただし教皇がイスラームを批判するのはあたりまえといえば、あたりまえなわけです。イスラームは素晴らしいと思っていれば、教皇なんかやっていないで、ムスリムになるはずですから、あたりまえな話なので、そんなことをわざわざ取り上げて批判すること自体がばかばかしいと。

こういうこと自体が出てくるのは、実はなぜかという、宗教はお互い理解しなければいけないという言説が西欧によって広まったおかげで、最初から言っていますけれども、イスラーム世界の現代の問題のほとんどは、イスラームによるのではなくて、西欧化によるということもその一つです。あれはイスラームの問題ではなくて、西欧思想が広まったおかげで、ムスリム側からああいうばかばかしい反応が出てきて、非常に私も不愉快な思いをしています。

11番。「マレーシアのある大学のムスリム教官は、「ムスリムと非ムスリムは対等ではない」と述べていた。ムスリムにとってはそれでよいのかもしれないが、マレーシアの非ムスリムに聞いてみると、「私達を対等に扱ってほしい」と言っている。このような齟齬は、非ムスリムにイスラームのより正確な理解を求めていく以外、解消方法はないのだろうか」。

こういう問題は、人間が平等であるという幻想から自由になって、平等などというものを求める「ルサンチマン」を克服する以外に解決はありませんということで、ムスリムと非ムスリムは対等ではないということです。べつに対等でなくても全くかまわないわけです。何でそういうことを求めるのかというと、違うものですから別に扱うという。私も別に扱ってほしいと思います。ムスリムですから、非ムスリムと平等に扱ってほしいとは思いません。

なぜそういうことを思うのかというのは、それが問題だと思います。要するに、あとでも出てきますけれども、他人のことはどうだっていいわけです。自分がべつにイスラームでも、キリスト教でも、仏教でも、何でもいいんですが、仏教徒であれば、正しい仏教徒として生きられることを望めばいいわけで、キリスト教徒であれば正しいキリスト教徒として生きられることを望めばいいわけで、べつにほかの人間と対等であることを望むことは、何の必要もないと思っています。

12番。「いわゆるイスラーム復興の現象は、世界的にいつ頃まで続き、どのような状態をもって完了したとみなすべきなのか、また、いつの日かいわゆる世俗化ないしは脱イスラーム化への揺り戻しが起こる可能性はあるのだろうか、先生方のご意見を願いたい」。

私自身は、イスラーム化というのは、もし終わるとすれば、統一カリフ国家ができた時点で終わると思っています。が、私自身は極めて懐疑的で、たぶんそういうものはできないのではないかと考えています。できないままに最後の審判になるのではないかと考えていますけれども、イスラームでは最後の審判がいつかは人間にはわからないというふうに言われていますので、あくまでも憶測です。

13番。「フランシス・フクヤマは近刊の『アメリカの終わり』で、「中東の人びとは民主化を求めている」と述べているが、これについて、どのようにお考えでしょうか？ムスリムとその社会にとっての「民主化」

とは、欧米の「民主化」と何が違うのでしょうか?」。

「一般的に言えば、墮落した不正な独裁者から解放されるのが「民主化」です。そのレベルでは「民主化」への反対はムスリム大衆の間に殆どありませんでしたが」。

これは、実はむしろ19世紀の終わりから20世紀の初めごろに、西欧の思想が始めてイスラームに、政治思想が入ってきたときに、一番の問題というか、そこで焦点になったのは、イステブダード、つまり「専制」だったのです。専制か、マシュルテ、立憲制です。19世紀の終わりから20世紀に対しては、憲政を取るのか、暴政というか、専制を取るのかという、そういうかたちで問題提起がされたのです。

そのなかで、基本的には、イステブダード(専制)は悪いというのです。専制は悪くて、それに対して、立憲制によって政権するのはいいというのです。これが最初の反動だったわけです。

ところが、だんだんと理解が進んでくると、立憲制というものは、実は「イスラーム法」を廃止するようなものであるという理解となってきた、そこで、むしろ専制の問題というのは消えてしまって、もともと悪いということ自体は合意があったのですが、焦点がマシュルテ、立憲制とは何かということに移って、それが人間の主権を認めるものであって、人間が何でもやっていいという話になっていて、そこで神の主権の問題か人間の主権の問題かという話にずれていって、専制の問題がイスラームの議論のなかから消えていったのです。大ざっぱに言えば、そういう議論なわけです。

そういうなかで、イスラームと民主主義は反するなんていう議論が出てきたわけですが、これもあくまでも理論レベルの話です。大衆レベルでは、とにかく民主化というのは専制に対するものだと。それに対しては問題がないというかたちで、誰も反対しないわけです。

民主化というのは、要するに、いま、ここにある専制支配をやめさせているものであると。それはいい

ことであるというのです。これがイスラーム世界全体の考え方だったわけですが、ところがイラク戦争のおかげで、民主化よりもとにかく治安だという議論がいま、イスラーム世界の民衆のあいだでも広まりつつあります。

このイラク戦争以降、まさに民主化が、そういった意味での独裁者から解放されるのが民主化だという、そのレベルの民主化というのは、正統性を失いつつあるというのが現在の状況です。

14番。「イスラーム世界にとっての「理想的な政治体制」について教えてください。もし、それを実現することは困難であるとするならば、「最善」ではなく、「次善」の求められるべき政治体制とは、どのようなものになるのでしょうか?」。

これもスンナ派の議論ですけども、スンナ派の議論で言えば「最善は単一のカリフがウンマ全体の指導者となるカリフ国家」です。シーア派の議論で言えば、これは隠れイマームという、もう1200年ぐらいどこかに隠れて、本来イスラーム世界の指導者となるべきイマームが姿を現す。その人間が統治するのが理想的な政治体制です。スンナ派のほうは、そういう考え方をいけませんので、カリフということ。カリフがウンマ全体の指導者となるカリフ国家ができるのが、最善の体制です。これは一国だけというのではありません。そうではなくて、世界全体に単一のカリフ国家が存在するというのが最善の国家です。

次善というのは、特定の体制ではないです。次善の体制というのはありません。ないので、そうなると、理論的に次善の体制というのを特定してみてもしかたないので、これはもう場当たりに、状況主義的に、自分と自分の家族が、少なくともアッラーの命令に従って生きることが放任される体制であれば、何でもかまわないということになって、現代の自由民主主義体制というのはそれに近いというふうに理解されれば、それが求められることになると思います。

15番。「イスラーム社会にとって望ましいアメリカの対外関与とは何か?」。

これは、第1にまず、イスラーム世界のイスラーム化。要するにカリフ国家の成立です。それを邪魔しないこと。これは最近、ブッシュさんもカリフ国家というのが、どうもあるということに気がついて、それが敵なんだという議論をやっていますから、ああいうことをやめるのが先決です。

第2に、自由平等などと口にし、幻想を振りまく人、私はそんなのではないと思っていますけど、そういうことを言うのだとすれば、世界中のすべての移民を平等に受け入れてくれる、これが一番いいと思います。そうすると、イスラーム世界のなかでイスラームのカリフ国家を成立するとき、不安を持っている人間はみんなアメリカに行けばいいわけです。西欧的な価値観で生きたい人間はアメリカへ行けばいい。全員受け入れてくれると、どちらにとっても非常にいい。平和な世界になると私は思います。

16番。「イランの現体制がイスラエルの生存権を認めることはないか?」。

これは非常に簡単な話で、イスラエルがすべてのパレスチナ難民の帰還権を認め、奪った財産をすべて返還さえすれば、こんにも可能でしょうということで、それももちろん認めることはあるわけです。

17番。「イスラームでは宗教指導者が伝統を媒介にして統治するので、独裁ではないとの由うかがったが、戦前日本の天皇制統治(政治体制)とシステムとの顕著な相違は何か?」。

これは、まず戦前の天皇制との違いは、「為政者」という支配層のレベルで見た場合と、宗教社会学的には、神道の神官が「祭司」であるのに対し、イスラームのウラマーは「律法学者」という、宗教社会学の分類としてかなり違うわけです。神道の場合は神官、祭司です。イスラームのウラマーは律法学者です。ですので、最高神官ですけど、「大祭司」たる天皇は政治には直接かかわらなかったと。

天皇も、もちろん一応「明治憲法」下では、軍隊の統制権なんかも持っていましたけれども、基本的には、直接には政治にかかわらないと。彼の仕事は神官として大嘗祭をやったりすることが仕事だったわけです。

それに対して、イランの最高指導者の場合は、律法学者として政治のすべてを監督するという、そういう意味でももう少し実際に政治にかかわる部分が多い。「支配階層」という点から見れば、現在のイランでは、宗教家階層が軍部や財閥の上に位置していますという意味で、このウラマー層というのが、実は非常に行政のレベルでもお役所のなかにもいます。あるいは、かなりの国ではウラマーが大使を務めています。外務省とか、そういった省庁の重要なポストもウラマーが押さえています。そういう意味において、隅々にまでウラマーが実際に権力層に入っているのです。

そういうことは、戦前の日本において、神道家がそういうことをやっていなかったです。まったくないわけです。そういう意味において、まったく違っています。

ただし、イラン、ここではイランだけ取り上げましたけれども、これまでの研究会で、イランは基本的には王制の国というのは専制でもあるのだけれども、独裁ではないという話をしましたけれども、イランはかなり半分、半分的なところがありまして、外から見ると、イランというのはウラマーが治めていますから、伝統的に見えるかもしれませんが、イランは革命を経験した国です。むしろ、ホメイニーの政治はオピニズムだったわけで、そういう意味においては、むしろサダム・フセインの体制に近い、独裁体制に近い要素を持っています。イランは、そういう二つの側面があるのです。イスラームの伝統、「イスラーム法」によって規制されている部分と、大衆革命によって権力を握ったのはパブレベルで、大衆の名前において独裁ができる部分と、その両方の側面を持っているという点で、ちょっと特殊な例になります。

18番。「イスラーム歴史研究に長い歴史があるこ

5 Q そして、現代では刑法罰の管轄範囲やその決定根拠については、どのような議論があるのでしょうか。(歴史的にどのような議論や議論の変化があるのでしょうか)

A イスラーム法上の根拠の議論は無いが、支配者をカリフと読み替える議論です。

6 Q この問題は、イスラームにおける公私の区分(権力が個人の裁量の自由はどこまで介入する権利があるのか)という観点から、議論のご紹介などしていただければと思います。

A イスラームには公私の区分はありません。但し、内心は神しか知りえないので、内心へは、権力の有無にかかわらず誰も介入しない(あくまで内心であり表現されたものはもはや内心ではありません)、アッラーが隠されたものは隠しておく、という理念は強固に存在しました。しかし現代では、「国家」という偶像崇拜の浸透により、もはやそうした歯止めも利かなくなりつつあるように思えます。

7 Q 例えば、現代のイスラーム国家を名乗る国と、そうでない国では、女性の社会空間での服装規範(義務)や行動規範(制限)が異なりますが、それを刑罰対象とするかしないかは、社会に非常に大きな違いをもたらすと思いますが、異なる見解がそれぞれどういう根拠と論拠によっているのかを含めてご紹介いただけますでしょうか。

A 服装規定は、イスラーム法上、ハッド刑(法定刑)の対象ではなく、裁量刑(タズィール刑)の対象ですので、対応は司法・行政の裁量に任せられます。

8 Q 現在のイラクの混乱の背後に、先進国の利害関係による「分断政策」があると思います。これはアフガンでも他の地域でも見られることです。このような外部からの意図的な陽動作戦に乗らないで、ムスリム同士で結束ができるようになるための「宗教家の役割」は可能でしょうか。外部の力が大きすぎるという理由はあっても、あまりにも安易にムスリム同士がいがみ合い殺し合う光景は、イスラームとの交流や対話にとってマイナスにしかならないと、悲しく思います。また一般のムスリムの犠牲者の多さも黙視できない事態です。外部からの攻撃をやめ、イスラームに対する無知や偏見を是正することも重要ですが、イスラーム内部でも平和的な解決を目指すために「イスラームの宗教家」に、宗教的かつ政治的な努力をして欲しいと願うのは、私だけではないと思います。

A イスラームに敵対する権力に命がけで抵抗したイラン・イラクのシーア派の「宗教家」たちと違い、スンナ派の「宗教家」たちは権力の「茶坊主」「御用学者」としてみなされていけませんので、残念ながらそういった「実存的決断」において影響力を持つということはほとんどありません。

9 Q 文明間の対話や諸宗教間の対話に関して、キリスト教関係者の話をうかがったが、政府高官が出席する公の場と教会側が設ける草の根の対話の場とは、出席者や話のレベルなどが違い、一部で相互理解が進んでいる面が見られるものの、具体的な事項(マレー語聖書で使われている用語の禁止問題、マレー語で書かれたキリスト教新聞や冊子に対する当局の対応など)の全面解決には至っていない模様である。

これは、私の調査によれば1980年代から繰り返し発生している問題で、最近では2006年10月の当局からのカトリック新聞宛て警告書がある。ムスリムとクリスチャンの平和共存を模索する過程で、マレー語とキリスト教の関係は、緊張をはらむ微妙な問題であるが、解決に向けて、キリスト教側としてはどのように対処したらよいのか、ご意見をうかがいたい。

A ムスリムへの宣教を中止し、マレーシアのイスラーム化の妨害をやめることでしよう。

10 Q ローマ教皇ベネディクト16世のレーゲンスブルク大学での講義発言に対するムスリム側の反応について、非公式の聞き取りを行ったところ、インド系カトリックの秘書や研究員からは、「文脈全体からあの発言を理解すべきなのに、ムスリムは過剰反応をしている」「マレーシアでもキリスト教側は対応が大変だった」とのことであった。

日本の大学では、教皇のイスラーム理解を批判する言説が散見される。また、ヨーロッパやアメリカなどいわゆる「強い側」「批判しても‘報復’しない(であろう)側」を批判し、ムスリムを擁護する論法が通用し易い。しかしながら、現実には個々のムスリム地域を観察すれば、非ムスリム人口の割合によって、事情はもう少し複雑になる。この件について、コメントをうかがいたい。

A 本来、非イスラーム教徒がイスラームを批判するのは当然で、いちいち相手にする価値はありません。こういう反応が生まれること自体、他宗教へ理解など、という幻想を振りまいてきた西欧の価値観によるムスリム社会の汚染の兆候です。

11 Q マレーシアのある大学のムスリム教官は、「ムスリムと非ムスリムは対等ではない」と述べていた。ムスリムにとってはそれでよいのかもしれないが、マレーシアの非ムスリムに聞いてみると、「私達を対等に扱ってほしい」と言っている。このような齟齬は、非ムスリムにイスラームのより正確な理解を求めていく以外、解消方法はないのだろうか。

A 人間が平等であるという幻想から自由になり、平等などというものを求める「ルサンチマン(怨恨、嫉妬)」を克服する以外に解決はありません。

12 Q いわゆるイスラーム復興の現象は、世界的に、いつ頃まで続き、どのような状態をもって完了したとみなすべきなのか、また、いつの日かいわゆる世俗化ないしは脱イスラーム化への揺り戻しが起こる可能性はあるのだろうか、先生方のご意見を伺いたい。

A 統一カリフ国家ができた時点です。私自身は極めて懐疑的で、カリフ国家が再興されることなく最後の審判を迎えることになる可能性が高いと思っています。アッラーフのみがご存知です。

13 Q フランシス・フクヤマは近刊の『アメリカの終わり』(会田弘継訳)で、「中東の人は民主化を求めている」と述べているが、これについて、どのようにお考えでしょうか? イスラーム教徒とその社会にとっての「民主化」とは、欧米の「民主化」と何が違うのでしょうか?

A 一般的に言えば、墮落した不正な独裁者から解放されるのが「民主化」です。そのレベルでは「民主化」への反対はムスリム大衆の間に殆どありませんでしたが、アメリカのイラクでの愚行のせいで、治安の維持のため独裁も必要、との議論が、大衆の間ですら、広まりつつあるように思われます。

14 Q イスラーム世界にとっての「理想的な政治体制」について教えてください。もし、それを実現することは困難であるとすれば、「最善」ではなく、「次善」の求められるべき政治体制とは、どのようなものになるのでしょうか。

A 最善は単一のカリフがウンマ全体の指導者となるカリフ国家であり、次善は特定の体制ではなく、少なくとも自分と自分の家族がアッラーの命令に従って生きることが放任される体制であれば、何でも構わない、といったところでしょう。

15 Q イスラーム社会にとって望ましいアメリカの対外関与とは何か。

A 第一にイスラーム世界のイスラーム化を妨害しないこと、第二に自由平等などと口にし、幻想を振り撒いている以上、全ての移民を平等に全て受け入れることでしよう。西欧の価値観に汚染されたムスリムたちをアメリカが全部引き取ってくれればお互いにとって幸せです。

16 Q イランの現体制がイスラエルの生存権を認めることはないか。

A イスラエルが全てのパレスチナ難民の帰還権を認め、奪った財産を全て返還さえすれば今日にでも可能でしょう。

17 Q イスラームでは宗教指導者が伝統を媒介して統治するので、独裁ではないとの由かがあったが、戦前日本の天皇制統治システムとの顕著な相違は何か。

A 戦前の天皇制との違いは、「為政者」に関しては、宗教社会学的には、神道の神官が「祭司」であるのに対し、イスラームのウラマーは「律法学者」であるため、最高神官「大祭司」たる天皇は政治に直接かかわらなかったのに対して、イランの最高指導者は「律法学者」として、政治の全てを監督する点にあります。「支配階層」、という点から見れば、現在のイランでは、「宗教家(ウラマー)」階層が、軍部や財閥の上に位置していますが、戦前の日本においては、宗教家(神道の神官)がそういう地位を占めていませんでした。

18 Q イスラームの歴史研究に長い歴史があることは承知していますが、近代になって、西欧では自然史の方向に大きな関心がよせられ聖書が生まれる以前について調べるようになりました。クルアーン以前の歴史について、宗教的なムスリムはともかく、世俗的なアラブ人またはムスリムはどのように接するのでしょうか。進化論は現代科学の重要な基礎ですが、このことが西欧文明を宗教的な要素と自然科学に基づく世俗的な要素に分けることになりましたが、同じプロセスを通らざるを得ないと考えているようなムスリムの思想家がいるのなら、その人々について教えてください。

A 理論的には、クルアーンの中に、ユダヤ人が豚や猿に変えられた、という記述があるので、猿が人間に変わるのもありだ、ということになります。しかし一般に進化論に限らず、宇宙論なども、ムスリム科学者の多くは、仮説にいちいち頭を悩ませることはしないようです。勿論、全ての科学理論はクルアーンに含まれている、などという護教論を展開する人たちも「研究者」ではない「理系知識人」の間には結構いますが。

イスラームの現在

東京外国語大学 アジア・アフリカ言語文化研究所助教授

飯塚 正人



ご紹介にあずかりました飯塚です。今日は中田先生とご一緒させていただくということで、ちょっと感慨深いものがあります。

実は私は東京大学文学部のイスラム学科というところの1期生なのですが、1期生というのがあと二人おりまして、そのうちの一人が中田先生、もう一人がいま京都大学の大学院に奉職しております。

自己紹介を兼ねて、今日のお話に直接関わる形で最初に一言だけ申し上げますと、自分も昔はこういうことをやっていたなあと、さきほど中田先生のお話をうかがっていてしみじみ思いました。ちょっとした感慨にふけたというのはそういうことです。同じ感慨は、自分の後輩であるイスラム学科の大学院生の話などを聞いているときにも抱くことがあるのですが。

言い換えれば、今日これから私がお話しさせていただこうと思うのは、イスラームの話ではございません。むしろムスリムの話をさせていただこうと思っております。いま中田先生にいろいろとご説明いただきましたけれども、中田先生のお話というのは基本的にはイスラームという宗教のあり方というか、イスラーム思想——思想ということばが適切かどうか分かりませんが——から見るとどうか、というお話で、私も20年くらい前はそういうことを研究しておりました。東大文学部のイスラム学というのはそういうことを研究するところですよ。

ただ、たったいまご紹介にあずかりましたように、私はそのあと東京外国語大学のアジア・アフリカ言語文化研究所というところに奉職いたしました。こ

こは言語文化研究を掲げておりますけれども、実際には主として言語学と人類学と歴史学の三つのディシプリンの研究者がいるところですよ。私は一応思想史(歴史学)を名乗ってこの研究所に採ってもらったわけですが、この就職を通して、私を取り巻く環境はイスラームよりはムスリムの研究、つまりフィールド調査で生身のムスリムの研究をする人類学者なんかが多いところになりました。

そうした環境変化の影響もあるのでしょうか。昔はイスラーム研究をしていた私も、いまではむしろムスリム研究へと移行したように思います。加えて、最近はこの大学でも同じだと思いますが、いろいろ学内・所内の雑事が多くて、なかなか原典資料を読んでいる暇がありません。そこで、原典資料に基づくイスラーム研究は中田先生のような学究肌の方にお任せして、私はムスリム研究に逃げる(笑)とでも申しませうか、とりあえず現地調査に行き、本人たちから何かインタビューを取ることができればいろいろやれることもある、といったような考えを抱くに至ったのも事実です。

そんなわけで、事前に頂戴したご質問に対する私の回答は、中田先生と若干答え方が変わってくることもあろうかと思っております。ただ、先ほどの「公私の別」に関するご質問のように、質問の内容自体が「イスラームでは」というものであれば、それはムスリムの話ではなくてイスラームの話になりますので、中田先生のご回答と同じになることも多々あるでしょう。

さて本題に入ります。とりあえず配布資料の冒頭で、いま申しあげたこととも関係のある問題提起を

しておきました。「文明の共存と安全保障」にとって、問題はイスラームなのか？ムスリムなのか？

「文明の共存と安全保障の視点から」というのが、この「一神教の学際的研究」のサブタイトルですね。これについて考えるとき、問題はイスラームなのか、ムスリムなのか？

つまり、イスラームというものがムスリムの生活にある程度影響を与えているとしても、だからと言って、イスラームが問題なんだという前提に立って議論していいのかどうか？そういう問題の立て方自体が果たして妥当なのかどうか？そこから疑ってかからないといけないんじゃないか。これが今日最初に、個別のご質問にお答えする前に、私が申し上げておきたいことです。実際、私自身は問題はイスラームではなくて、ムスリムなんだろうと思っているわけですが。

イスラームとムスリムとの関係は非常に複雑で、よく申しあげることですけれども、9・11同時多発テロの後、ムスリムがアメリカに対してああいうテロをやったというので、イスラームの本がどんどん売れました。おかげさまで私もずいぶん儲けさせていただきましたが(笑)。ところが、そうやってイスラームに関する本を読まれた方々の感想は「いやあ、読んだけど、どうしてあのテロが起こったのか全然わからなかった」というものだったわけです。

けれども、それは私に言わせればあたりまえのことであって、ムスリムがテロを起こした理由がイスラームにあると考える根拠は、本当はどこにもないのです。ムスリムがイスラームに従って生きているというのはある種の思い込みであって、イスラームに従って生きているムスリムがたくさんいるのももちろん事実ですけれども、従っていないムスリムだってたくさんいます。そうである以上、イスラームの勉強をしたのに、ムスリムの起こす対米テロの理由がわからないということがあったって、不思議でもなんでもありません。

安全保障を脅かす行動、文明の共存を脅かすような行動をとる一部のムスリムがイスラームに従って行動しているかといえば、そうとは限らない。ですから結

論から言ってしまうと、文明の共存と安全保障について考えるときに、イスラームのことを知る必要はあまりないのではないかと、というのが私の実感です。

むしろムスリムのことがわかれば十分だろうと私自身は考えているわけですが、これに関連して、今日お配りした資料の最後に非常に短い『文明の衝突』再考』という、2年くらい前に書いた拙稿を付けておきました。言うまでもなく、ハンチントンのあの有名な本の中身を分析したエッセイです。実は私はハンチントンに全然批判的ではなくて、これはなかなか面白い本だなと思って最初から読んでいて、「何か書いてくれ」と言われたので書いたものですが、

極端なことを言うと、私自身はこの『文明の衝突』さえ注意深く読めば、それで問題がどこにあるのか、おおむねわかってしまうのではないかと考えています。あとでゆっくり拙稿をお読みいただければありがたいのですが、ハンチントンの『文明の衝突』における最大の主張は、「冷戦後の世界では、国はしだいにその利益を文明によって定義するようになって、自分たちと似ている、あるいは共通の文化を持った国とは協力したり同盟を結んだりするが、文化の異なる国々とはしばしば紛争を起こす」という点にあります。つまり、文化が似ている国同士がブロック化をしていく。その一方で、文化の異なる国とは紛争を起こしている。この「事実」を指摘することこそ、ハンチントンの『文明の衝突』の基本と見ていいでしょう。実際、この基本線はハンチントンが *FOREIGN AFFAIRS* に書いた論文から、その後内容を拡充して出版した単行本に至るまでまったく揺らいでいません。

けれども注目すべきことに、「衝突」が起きる理由に関するハンチントンの説明は、『文明の衝突』が本となって出版されたときには、ひどく歯切れの悪いものになってしまっています。彼は最初に論文を出したとき、文明が衝突する理由にまで踏み込んで、それはそれぞれの価値観が対立するせいだと書いてしまった。ところが *FOREIGN AFFAIRS* に

論文を出して大きな反響を得たせいで、ハンチントンはいろいろなところに招かれ、対話などをして、それまで詳しくなかったことまでずいぶん勉強してしまったように思います。結果として、論文が単行本になったときには、彼は結構中東やイスラームの専門家ようになってしまっていた。そして価値観対立というのが実は非常に論証の難しい話であること、また「衝突」の理由が別にあることを自覚するに至ったのではないかと思います。

実際、この本を端から端までいくら注意深く読んでみても、イスラームと西洋文明の価値観がどのように対立するのかということは一切書かれておりません。具体例もなしに、ただ「対立する」と断じられているだけなのです。アメリカ文明とアジア文明、つまり中国との価値観対立、基本的な文化的相違点がかかなり具体的に語られているのは対照的に。

その代わり、イスラームと西洋文明の価値観対立について何が語られているかということ、ハンチントンが引いているのは人々の主観的な自己認識、本人たちが言っていることばということになります。たとえば「西洋の価値観や制度を賞賛する発言をするムスリムはまずいない」とか、「ムスリムは自分たちの文化と西洋文化に基本的なちがひがあると見ることで一致している」とか。こうした言い方があるだけで、実際にどこが違うのかということは、『文明の衝突』にはまったく書かれていません。ムスリムにしても西洋側にしてもお互いの価値観が違うと思っている、それだけの話であって、本当に価値観が違うかどうかはまったくわからないわけです。

現実問題として考えると、イスラームとたとえば西洋文明——「西洋文明」というのもかなりあいまいな言い方ではありますけれども——の価値観がどう違うかということ、たとえば論文や本に書こうと思っても、まず書き得ない話なのではないかと思います。無理に書いたとしても、「そんなことないよ」という反証が必ず出て来てしまって、おおかたの同意を得るのは非常に難しい。ハンチントンはイスラームについ

ていろいろ学んだ結果、まずそのことに気づいてしまった。そのうえ、ムスリムが反米に傾く本当の理由まで理解してしまった。単行本『文明の衝突』では、西欧の「偽善、ダブルスタンダード」へのムスリムの反感や、米国への不信が反米の理由として鋭く指摘されています。つまり、問題がイスラームではなく、ムスリムの国際状況認識にあることは、この本一冊読むだけでも十分理解できる話でしょう。

前置きが長くなり過ぎてもいけません、問題がイスラームなのかということに関連して、もう一つだけ別の事例をお話したいと思います。実は私、去年の9月に国際会議でセルビアに行ってきました。そこでまず、コソヴォの現状をセルビアの防衛研究所かどこかの人がレポートしたのを聞いたのですが、コソヴォのムスリムがいまどういうふうにいるかという、メインストリートが「ビル・クリントン通り」という名前で、自由の女神まで建っているわけです。ここではムスリムの対米感情は極めて良好と見ていいでしょう。さらにベオグラードで唯一のモスクに行って、いろいろ話を聞いてきたのですが、彼らの話によると、実は先年セルビア人の酔っぱらいに火を付けられたらしい。ちょうどその前日コソヴォでセルビア正教会が七つぐらい、アルバニア人ムスリムによって放火されたことへの報復ではないかというのですが、とにかく酔っぱらいに火を付けられた。実際、火事の痕も生々しく残っていました。「セルビア人が火を付けると酔っぱらいで済むけど、俺たちがやるとテロリストって言われるんだよね」とモスクにいたムスリムたちは嘆いていましたけれども。

ただ面白いのはここから先の展開です。モスクを焼かれてしまったベオグラードのムスリムは再建支援を求めて、イスラーム諸国30カ国くらいの大使館を回ったらしい。「とにかくモスクを建て直したい。附設されている学校も建て直したい。何か寄付してくれないか」と30カ国回って、もらえたのは中古のパソコン一つだけだった。ところがアメリカ大使館に行ったら、「それはかわいそうだ」と言って、新品

のパソコン50台を即日くれたというんですね。そんなわけで、ベオグラードのムスリムに言わせれば「頼りになるのはアメリカだけだ」と。

イスラームと欧米の価値観対立がムスリムにとって問題なのであれば、こういう事態は起こり得ません。むしろイスラームに基づいて、ムスリムが一枚岩的な行動をとるケースはあります。しかしムスリムが一枚岩にならない問題については、逆にイスラームのことはあまり考慮しなくていいでしょう。現実のムスリムはアメリカが必ずしも一枚岩でないのと同様に、一枚岩ではありません。素人が「アメリカは何とかだ」などと言うと、専門家から「そのアメリカって言うのはいったいどこだ、誰のことだ」とよく批判を受けますけれども、同じことはムスリムにも言えるわけです。「ムスリムが反米なのは、イスラームが欧米の価値観と対立するからだ」などと言われれば、セルビアのムスリムから猛反論が届くでしょうし、専門研究者も「そのイスラーム／ムスリムというのはいったいどこのイスラーム／ムスリムなんだ」と批判的な問いかけをすることになります。

以上、中田先生がイスラーム思想の観点から立派なお話を先になさいましたので、ムスリムのことしかお話ししないなどと宣言すると、何となく期待外れの感もあるかと思ひまして、なぜムスリムの話が重要かということを最初にちょっとお話しさせていただきました。つまり自己弁護なのですが、それは同時に、頂戴したご質問全体に対する感想の反映でもあります。ご質問全体を拝見して、やはり総じてムスリムの現実をイスラーム思想の反映と見る認識が前提となっている印象を受けました。

先ほど中田先生もおっしゃいましたけれども、自称「イスラーム国家」も含め、今日「イスラーム世界」と言われるような地域の、特に政治体制などというものは、ほとんどイスラーム思想を反映してはおりません。ご質問にお答えする次元は中田先生と違ってくると思いますが、このあたりのことだけは私も最初に強調させていただきたいと思っております。

そのうえで、いただいたご質問にお答えするにあたって、私は質問を四つに分けました。「イスラーム原理主義(イスラーム主義)」にかかわる問題、アメリカとの関係や反米の理由などまで含めた「ムスリムと非ムスリム」。それから「シャリーア(イスラーム法)の運用と民主化・議会制民主主義」。最後に「進化論とイスラーム思想」。この最後のご質問は、ほかのものと少し次元が違うように思いましたので一つ別にしてあります。以下、これらをざっと見ていきたいと思います。

まず「イスラーム原理主義」という枠でまとめさせていただいた二つのご質問の一つ目は、今日、世界の諸宗教が「対立」から「対話」へという方向性にあるなかで、「他宗教との対話などの動きが、イスラーム世界において大きな流れになっていく可能性は」ないのかというもの。もう一つは「イスラーム復興の現象は、世界的にいつ頃まで続き、どのような状態をもって完了したとみなすべきなのか」「揺り戻しが起こる可能性はあるのだろうか」というものです。研究者は「イスラーム主義」ということばを使いますが、まずはこの二つのご質問にお答えしたいと思います。

澤井義次先生のご質問のうち、「他宗教との対話」につきましては、中田先生があらかじめ回答された内容に先ほど付け加えられた点、つまり中東では日常的に諸宗派間の対話が行われているといったことも含めて、異議ありません。実は、諸宗派間の対話は年中やっているじゃないかという話を私自身もしようと思ってきたのですが、中田先生に先を越されてしまいました。ただ、結局のところこの問題は、宗教間の対話の主体を誰と考えるかによって話が変わってくるのだらうと思ひます。

それから、このご質問には少し次元の違う話が混ざっている気がします。例えば近代西欧との調和という論点。これは文化面のことを聞かれているのか、政治面のことを聞かれているのかよくわからないのですが、文化面であれば、現実にイスラーム世界は150年以上近代西欧の文化にさらされてきていますので、先ほど中田先生がおっしゃったよう

に一般人の間では明らかに一定の調和がある。中田先生の言い方では「西洋に毒された」ということになるのでしょが・・・ですから考えようによっては、近代西欧との調和はすでに大きな流れになっていると言えるかもしれない。一方、他宗教との対話ということになると話は多少違うかと思ひます。

話がちょっと前に戻りますが、世界の諸宗教が「対立から対話へという方向性」にあるかどうかは、むしろ私が今日お集まりのご専門の先生方におうかがいしたい論点です。ベネディクト16世がローマ教皇になって、ヨハネ・パウロ2世の対話路線から明確な路線変更が見られるといった報道も一部にはある。ですから、ローマ・カトリックそのものも変わり始めているのかどうか、というあたりについて、むしろ後でおうかがいできればありがたいと思っております。

次に綱島先生のご質問ですが、どのような状態をもってイスラーム復興が完了したとみなすべきなのかについては、中田先生のご回答、統一カリフ国家ということでもよろしいかと思ひます。一方、中田先生がお答えになっていないポイントがありますね。世界的にいつ頃までイスラーム復興は続くのか。これははっきり言ってわかりません。不明です。ただ、私自身は簡単には終わらないと思ひます。なぜなら、基本的には大半のムスリム国でイスラーム主義は国是だからです。

一般に非常に大きな誤解があって、政府が政教分離を目指す一方で、イスラーム運動は「イスラーム国家」を目指している、だから対立するのだ、と思われていますが、本当の対立点は思想ではありません。イデオロギーとしては政府もイスラーム運動も両方ともイスラーム主義なのです。トルコのような稀な例外を除けば、実は大半の国はイスラーム主義を国是としています。

例えばエジプト。「イスラーム原理主義」の過激派と戦っているという、そこだけが伝えられがちですが、現実のエジプトで政教分離を主張する本が出れば、国が発禁にして著者を捕まえて牢獄に入れる。

こうしたケースはエジプト固有のものでは全然なくて、基本的に政教分離論なんていうのは、たいていの国でむしろ禁止されているわけです。

つまり、「イスラーム原理主義」とふつう呼ばれている運動と各国政府の違いは、実は自己評価の違いに過ぎません。政府は「もう、うちは十分にイスラーム国家だ」と主張する。一方、イスラーム主義の方は「まだまだ不十分で、政府が言っていることは詭弁だ」と批判する。ではどちらが正しいかと言うと、これは完全に自己評価の問題です。「イスラーム国家」の建設という目標は両者に共有されている。その結果、例えば公立学校の宗教教育、イスラームという授業で何を教えているかと言うと、まさに「イスラームは政教一致だ」と教えているわけです、子どもたちに。ですから、子どもたちがふつうにまじめに宗教の授業を受けると何が起こるかと言うと、イスラームは政教一致だと思う大人、イスラーム主義者ができる。したがって、「世界的にいつ頃まで続くのか」と問われれば、こういう状態が続く限り続くでしょうというのが、私の回答になります。

いまお話したあたりは、今日あまり詳しくお話しするつもりがありませんので、先にちょっとだけ補足的に喋らせていただきました。あとは、「イスラーム原理主義」そのものの話をざっと見ていきたいと思います。

まずイスラーム主義の目指すものですが、以下のとおりです。澤井先生のご質問のなかに、イスラームが「原理主義的趨勢にある」と書かれていましたが、「イスラーム原理主義」イコール「イスラーム主義」で、イスラーム主義が通常こういうものを目指しているのだとしたら、対話の促進にとって何が問題になるのか、実は私にはよくわかりません。

イスラーム主義の一つ目の目標は、古典的なイスラーム法が支配するイスラーム国家の建設。二つ目は、1924年にトルコで廃止されたカリフ制の復興です。カリフ制が復興されれば、先ほどから話に出ている統一カリフ国家ができる。ウンマ(イスラーム共同体)が復興する。これだけだったら別に、ほかと対話しない

という話には全然ならないわけです。近代西欧の問題も基本的には絡んでこない。そんなわけで、「原理主義」イコール「イスラーム主義」であれば、実は原理主義的な趨勢になってもあまり問題はない。

このように整理してみると、おそらく澤井先生の書かれている「原理主義」というのはイスラーム主義とは違う意味なのでしょう。つまり、もうみなさまよくご存じのUS科学アカデミー研究プロジェクトなんかを立てているファンダメンタリズム概念の再定義。現代フランスの思想家たちなんかもやっていますが、1970年代後半以降のグローバルな現象に共通の特徴を拾って、それをファンダメンタリズムと呼んでみようという、こういう定義であれば、原理主義的趨勢が問題になる局面も理解できようかと思えます。

たとえば「自己の絶対化、強い排他性」とか、「討論を拒否または回避する傾向」とか。原理主義をこういうふうに定義すれば話はわかります。自己を絶対化して強い排他性を持って、討論を拒否または回避するような趨勢になっているのだとすれば、確かに対話なんかできません。ただ、ここでちょっと気をつけたのは、もともとファンダメンタリズムを再定義しようという試みが出てきた背景には、こうした傾向がべつにイスラームに限った話ではなくて、1970年代後半以降のグローバルな現象であるという認識があったということです。つまり、イスラームだけではなく、ユダヤ教でもキリスト教でもヒンドゥー教でも、それから日本でも同じような現象があるのではないかという認識がファンダメンタリズム再定義の動機となっている。ですから、イスラームが「原理主義的趨勢にある」としても、じゃあ他の宗教はどうなんだ、ということが本来同時に問われなくてはならないでしょう。

このほかにも、このご質問にお答えするにあたっては、もう一つ大きな問題を指摘せざるを得ません。それは再定義された意味で「原理主義」を理解するとしても、その場合、果たして「原理主義」者はムスリムの多数派なのかという疑問です。先ほど「子どもたちがふつうにまじめに宗教の授業を受けると

イスラーム主義者ができる」と申しあげましたけれども、「イスラーム主義者」イコール再定義された意味での「原理主義」者とは限りません。「大部分のムスリムは近代西欧と調和しておらず、他宗教との対話を拒否しているのか」と言えば、先ほど中田先生もおっしゃいましたけれども、中東では日常的に諸宗派間の対話がありますから答はノーです。実際、みなさんが中東なりイスラーム世界なりに行かれると、それこそ何だかんだといろいろ対話を吹っかけられることだってよくあるわけです。

「原理主義」者の名に価値するような少数の人たちは別かもしれませんけれども、むしろ一般のムスリムは対話が好きで、「イスラームと仏教はどう違うんだ?」とか、簡単には答えられないようなことを聞いてきて、私たちを困らせるのがふつうです。ですから、対話というのいろいろな次元があるんだろうと思えます。

つまり問題は、「対話」に向かう諸宗教の主体としていったい誰が想定されているのかということでしょう。それが宗教指導者(ウラマー)であれば、先ほど中田先生がおっしゃったように「対話屋さん」というのがいて、それなりにやっているということになるかもしれません。一方、再定義された意味での「原理主義」者はやらない。一般ムスリムは通常、宗教の主体、対話の主体とは考えられない。要するに、ここでもまたムスリムは一枚岩ではないにもかかわらず、簡単に「原理主義的傾向にある」「他宗教との対話などの動きが、イスラーム世界において、大きな流れになっていく可能性は」と聞かれても、回答は一つではないわけで、このご質問への回答は主体を誰と考えるかに応じて変わらざるを得ないと思えます。

さて、ここで話は綱島先生のご質問に戻ります。「イスラーム復興の現象は、世界的に、いつ頃まで続き・・・」というご質問にきちんとお答えするために、まずは1970年代半ば以降、イスラーム復興現象が顕在化した理由について考えてみましょう。き

っかけは1967年の第三次中東戦争におけるアラブ諸国の大敗。よく言われることです。

もちろん昔からまじめなムスリムもいたわけですが、中東のムスリムの話聞いていてわかるのは、昔は酒を飲んでた人間も結構いたという事実です。最近は本当に酒を飲む人間が少なくなった、なんていうことも含めて、イスラーム復興が一般に浸透していく。そのきっかけになったのは、こういう問いでした。「イスラームの方がユダヤ教より優れているはずなのに、なぜユダヤ教の国イスラエルにアラブは惨敗してしまったのか。」

イスラームは基本的にユダヤ教、キリスト教の誤りを正す宗教として現れました。ですから、もともと神のメッセージを間違えて伝えているユダヤ教よりも、イスラームの方がご褒美が多いはずだというのがムスリムにとっては大前提なわけです。

しかし、この大前提に反してムスリムはユダヤ教徒に負けてしまった。イスラーム信仰の基本に立ちかえて、それはなぜかと問われれば、答は当然、自分たちムスリムが世俗化してイスラーム法を捨てたがために神の怒りを買ってしまった結果、つまり「天罰」ということになる。こんな場所で申し上げるのは釈迦に説法ですが、これは古代イスラエルの宗教からイスラームが受け継いだ思想です。宗教共同体については神の命令に従っているかどうかに応じて現世で賞罰が下される。だから、戦争に負ければ当然「天罰」という解釈が出てくる。では「天罰」を受けないためにはどうすればいいか? 神の命令であるイスラーム法を国法にして、それに服従する国を作ればいいわけですね。ここからイスラーム復興が始まった。ふつう、イスラーム復興のきっかけはこんなふうに説明されています。

ただ、こういうことだけ申しあげると、1967年、いまからわずか40年前の段階でムスリムはまだそんなことを真剣に信じていたのか、やはり理解に苦しむ人たちだという話になりかねませんので、またここでも註釈をつけたいといけません。実はこの

あたりがイスラームやムスリムについて喋るときの辛いところ。いちいち註釈をつけないと、予期しない誤解を生んでしまう。そんなわけで註釈をつけると、この「天罰」という理解が当時のムスリムの間で有力になったのは、基本的にはエジプトのナセル大統領の責任逃れによるものだったと思えます。あくまで私自身の印象ですが。

第三次中東戦争で負けたエジプトのナセル大統領は、当然戦争に負けた責任を追及される。敗戦責任が追及されるなかで、彼の昔からの盟友だった軍司令官は自殺に追い込まれたりもするわけです。

ところがここで、「天罰だ」という話が出てくると、実は政府は責任逃れができるわけですね。ムスリムが世俗化してイスラーム法を捨てたがための「天罰」で負けたんだから俺のせいじゃない、と言い逃れできる。だから政府自身が大々的に「天罰」キャンペーンを行った。

余談になりますが、私自身はこのあたりの展開がおそらく、今日「イスラーム世界」と呼ばれている国々のなかでイスラームが置かれている地位について考える上で、一番示唆的な例だと思っています。基本的にみんながイスラームに従って生きているわけではない。イスラームの教えに細かいところまで全部従っているわけではない。したがって、すべてがイスラームで決まっているわけではない。ただ、少なくとも公的な議論の場においてはイスラームそのものが間違っていると主張したり、イスラームそのものを否定することはできない。現代政治におけるイスラームの位置はだいたいこんなところでしょう。

イスラーム思想に基づいて発された「イスラームの方がユダヤ教より優れているはずなのに、なぜユダヤ教徒の国イスラエルにアラブは惨敗してしまったのか?」という問いはばかげている、ばかげた問いに対する「天罰」という答もまたばかげている、と内心では思っても、正直にそう発言すれば「おまえはイスラームの教えを否定するつもりか」という社会的非難にさらされる。だから言えない、言わない。

こうした問いや答を誰も否定できないままに、結果としてメディアや論壇に流れる声は「天罰」説一色になってしまふ。

私自身はよく「錦の御旗」なんて言い方もしますが、それでも、「イスラーム世界」というのは、イスラームそのものを否定する言説が公的には認められない社会と考えることができるでしょう。現代イスラーム世界の政治その他の局面でイスラームというものを評価するときには、この点を出発点にしないと何もわからないと私自身は思っています。

さて、いずれにしても敗戦原因イコール「天罰」説が結果的に大きな声となったことから、1970年代にはイスラーム世界の多くの国々で政教一致が国是となりました。1973年の第四次中東戦争では報道用語も劇的に変化します。それまでイスラエルとの闘いは「反帝国主義闘争」という左翼のことばで語られてきたわけですが、これが「ジハード」というイスラーム的な用語に変わり、戦争は異教徒の侵略者に対するムスリムの闘いとして位置づけられるようになりました。こうした状況ですから、イスラーム復興は簡単には終わりません。最初の方で結論だけ申し上げましたように、「世界的にいつ頃まで続くのか」と問われれば、こういう状態が続く限り続くでしょうというのが、私の回答になります。

次に綱島先生のもう一つのご質問「いつの日かいわゆる世俗化ないしは脱イスラーム化への揺り戻しが起こる可能性はあるのだろうか」ですが、これについては、私と中田先生の意見は違つかもしれません。神の命令であるイスラーム法と言ってもしょせんは人間のやることだと私は思っています。実際、1967年の段階でムスリムの間には自分たちが世俗化してイスラーム法を捨てたという共通認識がありました。19世紀からずっと基本的にはイスラーム法をどんどんやめる方向、西洋の実定法を取り入れる方向でやってきた過去があるわけで、1960年代以前は世俗化ないし脱イスラーム化が進んでいたとも言えます。そして当然ながら、過去に

起こったことが再び起こらないとは言えません。揺り戻しの可能性があるかと問われれば、私の答えは「ある」ということになります。

さて、以上が最初のお二人のご質問に対する私なりの回答ですが、実は今日こちらにお招きいただいて、ただ単に、頂戴したご質問にお答えするだけで帰るのもいかがなものかと思われましたので、ここから先はご質問を少し離れて、あらかじめ準備してきたムスリムの「穏健派」「過激派」という用語をめぐる、ムスリムと非ムスリムとのギャップについてお話しさせていただこうと思います。これは「一神教の学際的研究」のテーマの一つである安全保障に関わる話題でもあるでしょう。

ご存知のとおり、現在進行中の「テロとの戦い」におけるアメリカ、ヨーロッパ、さらに日本政府の基本方針は、ムスリム穏健派を支援して一般ムスリムの過激派への流入を抑えるというものです。ただ、この「過激派」「穏健派」という区別は、「テロとの戦い」について考えるときには実はほとんど意味をなしません。言い換えれば、この点について、イスラームの宗教指導者やムスリム一般と、日本を含む西洋との間には会話が成立していない。今日最初に、安全保障について考えるためにイスラームのことをあまり知る必要はないと申し上げましたが、これからお話しするムスリムと欧米の「過激派」「穏健派」の意味の違いを理解するためにはイスラーム思想の知識が必要です。稀な例外だと思えますが。

実際、この「過激派」「穏健派」という語の意味がムスリムと非ムスリムとでまったく異なっているために、アメリカの推進する「テロとの戦い」はグローバルな戦いにはなっていません。しかし、アメリカはそのことに気づいていないように思えます。ムスリムの言う「テロリスト」とアメリカの考える「テロリスト」は意味が違うのに、ことば自体は同じだからです。実は「テロリスト」ということばは日本語でも英語でもきちんと定義されないままにみんなが使っているの、こうした誤解が生まれやすい側面もあるのですが。

要するに問題は「テロリスト」ということばのアラビア語訳です。例えば、日本人でイラクで人質になってそのまま処刑されてしまった香田証生さんが、誘拐されて自衛隊の撤退を要求されたとき、小泉首相はこんなふうに言いました。「テロリストは絶対に許せない」。この「テロリスト」は、アラビア語ではイルハーブ irhab と訳されます。では、イルハーブというのはどういう奴かと言うと、同じムスリムでも思想が違えば殺してしまうような奴。それがイルハーブです。つまり小泉さんが「テロリストはけしからん」と言うと、アルジャジーラ・テレビは「イルハーブはけしからん」と訳す。そして視聴者みんなが「そうだ。そうだ。けしからん」と言う。それで「テロリストはムスリムにも憎まれている」と外部の人間は思い込むわけです。

ところが、では現実にイラクで米軍と戦っている連中のことをアラブやムスリムの人たちがイルハーブと呼ぶかと言うと、そうではない。われわれがテロリストと呼ぶものを、彼らはテロリストと呼ぶ代わりに、ムジャーヒディーン mujahidin と呼ぶ。ジハード戦士。これは要するに、異教徒の侵略者に命がけで抵抗しているヒーローという意味であって、全然否定的なニュアンスはありません。

実は9・11の直後にも私はこの話をよくしていたのですけれども、ここ数年、やっぱりこの話は「なんとかの一つ覚え」と言われても繰り返し続けたいといけなさと確信するようになりました。きっかけはそれぞれ、香田証生さんをアンマンでイラク行きバスの発着所まで送って行ったというタクシー運転手のことばです。彼がNHKその他からたくさんのインタビューを受けて答えていたこと。それは「彼らムジャーヒディーンにとって外国人の人質は重要な戦術上の手段だ」ということでした。つまり、ヨルダンで働いているふつうのタクシー運転手はあの拉致・殺害犯のことをテロリストとは呼ばない。ですから、ここでは会話が成立しているように見えて、まったく成立していない。「過激派」「穏健派」とか「テロリスト」とかいうことばについては、ムスリムと非ムスリムがお互いわかった気になって話し

ているけれども、実は全然会話になっていないというのが私の正直な印象なわけです。

外交・政治・メディアなどで使われる「過激派」ということばは、どうやら少数のムスリム・テロリスト、武装闘争推進派(容認派)を意味する一方で、「穏健派」というのはムスリムの多数を占めるとされている武装闘争否定派、平和主義者を意味しているらしい。けれどもムスリムの言う「過激派」や「テロリスト」の意味はこれとは違います。

実際、国連におけるブッシュ大統領の演説でも、スンナ派イスラーム教学の最高峰であるアズハルの総長タンターウィー師の発言が引かれていて、ブッシュ大統領としてはちゃんとイスラームのトップもこういふふうにはテロを否定しているんだと言いたかったんでしようけれども、タンターウィー師が非難している「テロリスト」というのは、先ほど申しあげたように、同じムスリムでも思想が違えば殺してしまうような奴という意味であって、対米テロリストがここに入るかどうかはわかりません。おそらく米軍を狙う「テロリスト」はタンターウィー師の言う「テロリスト」には入らないというのが、まっとうな解釈だろうと思います。

というのも、タンターウィー師の公的立場は「テロリズムは禁止である。過激派はイスラームから逸脱している」というものなのですが、同時に「ただし、防衛のためのジハード(対異教徒テロ)はムスリムの義務だ」とも述べていて、2003年3月にはイラク「侵略軍」に対する防衛ジハードを公式に呼びかけているからです。これだけ見ても、彼の言う「テロリズム」「過激派」が、少なくとも通常、日本の報道や政治・外交で使われている意味と違うことは明らかでしょう。

武装した異教徒が「イスラームの地」であるイラクに入って来た場合、ムスリム成人男子は義務として武器を持って、これと戦わなければいけない。この防衛ジハードの呼びかけはいまだに撤回されていませんので、現実にはいまもスンニー派宗教指導者のトップがイラクにいる異教徒軍へのテロを推奨している形になっています。

ではイラク人同士、ムスリム同士のテロはどうか。言ってみれば、この点がタンターウィー師の一部アル・カーイダとは違うところで、「敵に対する抵抗は歓迎されるが、イラク人同士や女性、子ども、老人を巻き込むのであれば、それは抵抗ではなく、不信仰である」という形で、ムスリム同士が殺し合っただけとはいけないと言っている。

ただ逆に言うと、“自称アル・カーイダ”との違いは、「イラク人同士や女性、子ども、老人を巻き込むこと」を可とするか不可とするか。それにもう一つ、侵略されている土地以外でのジハードを認めるかどうか。つまり、侵略されている場所はイラクなのにアメリカでジハードをやってもいいかどうかという、この考え方の違いだけのようには思いません。実はこの二つの点を除けば、タンターウィー師とビン・ラーディンの言っていることはほとんど変わらない。

ですから、ムスリム穏健派を支援しても、対米テロが否定されるわけではありません。せいぜいアメリカ本国でのテロが少なくなる程度の効果しかないでしょう。ブッシュ大統領を含め、アメリカのふつうの人が問題にしている「テロ」を、必ずしもタンターウィー師は否定しない。

繰り返しになりますが、ムスリムの言う「過激派」は、思想が違ったら同じムスリムでも殺してしまうような奴のことです。これとは別に、過激ワッハーブ派というのがサウジアラビアにおります。この人たちはシーア派を背教者だと決めつけてテロを仕掛ける。シーア派はムスリムではないと考えているわけですね。

ちょっと余談になりますが、イラクでスンナ派が暴れている。シーア派を襲っている。あれはやはり、サウジから入ってきた過激ワッハーブ派が中心なんだろうと研究者の多くは考えています。

ところが、ご存知のように、アメリカの例のイラク研究グループのレポートでも、イラクを安定させるためにはイランやシリアと対話すべきだということしか書かれていない。これが本当に私には不思議なのです。いまイラクでいちばん問題なのはスンナ派の

テロリストであってシーア派ではないのに、イランやシリアと対話をしたってスンナ派のテロは収まらないだろうに、なぜサウジの過激ワッハーブ派に目を向けないのか。

むしろ過激ワッハーブ派がサウジから来ると言っても、サウジ政府がけしかけているわけではありません。むしろサウジ政府は、21世紀に入ってシーア派も人間だ、ムスリムだと公式に認めるに至っています。ですが、一般人のなかには政府とは異なる考えを持つ人もいます。これが問題なわけです。

話を本題に戻しましょう。ムスリムの考える「穏健派」というのは、反政府武装闘争は行わない。ただし、「イスラームの地」への侵略者に対する防衛ジハードは義務と考えるような人たちです。

つまりムスリムの場合、「過激派」と「穏健派」の分類基準は、反政府テロを肯定するか否定するかであって、武装闘争を容認するかどうかではありません。もっとも、侵略への抵抗者を「テロリスト」「過激派」と呼ぶべきかどうかは、ムスリムに限らず日本などでも簡単には解決できない問題でしょう。例えばアメリカはレバノンのヒズブラーをテロ組織に指定していますが、日本の外務省なんかはそれほど単純にはことを処理できていない感じがします。外務省のホームページを見ると、ヒズブラーのことはテロリストとは書かれていなくて、イスラエルに対する「抵抗勢力」と書いてあります。これはやはり、レバノンとの国交もあるので、内閣に閣僚を送り込んでいるヒズブラーのことをテロリストと書いてしまうと外交問題になりかねないという配慮によるところが大きいのでしょうか。ここに明らかのように、実は外交・政治・メディアなんかでも、アル・カーイダ以外の組織をテロリストと呼ぶかどうかは、結構悩ましいところなんだろうと思います。

以上、頂戴したご質問を離れた話を少しさせていただきましたが、ここからは再びご質問に戻ります。

塩尻先生からのご質問「ムスリム同士で結束ができるようになるための『宗教家の役割』は可能で

しょうか」。これに対するお答は、基本的に中田先生のご回答と同じです。「実存的な決断」というふうには中田先生がおっしゃっていることに関しては、「宗教家」は影響力を持たないでしょう。

ただ、宗教家がまったく影響力を持たないかというところでもありません。一般ムスリムに対しては影響力があります。そういう例は多々見られますが、アズハル総長がこう言ったからというので、一般ムスリムが素直にそれを信じて従うというようなことはよく見られるわけです。ただ、現実にはいがみ合っただけで殺し合っているムスリムに影響力があるかというところ、スンナ派の場合は非常に難しいでしょう。

それにはっきり言ってしまうと、「宗教家」にムスリムの結束のために働く意思があるのかどうか自体、大いに疑問です。2006年の夏にヒズブラーが対イスラエル戦争をしましたが、当初スンナ派宗教界の大勢は、ヒズブラーはシーア派だからよくないという理由で支援をしませんでした。

こうした姿勢がその後が変わったのはなぜかと言うと、人口の90%をスンナ派が占めるエジプトで、一般民衆が「いくらヒズブラーがシーア派だと言ったって、イスラエルと戦っているんだから支援すべきだろう」と主張したことが、ヒズブラーが爆発的な人気を持ってしまったせいで、スンナ派の宗教界も動かざるを得なくなったことが大きかったわけです。

つまり、お互いにいがみ合わないで、共通の敵イスラエルと戦おうと言っているのはむしろふつうのムスリムの方であって、宗教界ではいま、スンナ派とシーア派の対立、特にスンナ派のシーア派に対する警戒感が猛烈に高まっている。そんなわけで、スンナ派の宗教家の場合はムスリムの結束を訴える気がそもそもないような気がします。

時間も押してまいりましたので、先に進ませていただきます。

次の話題は「ムスリムと非ムスリム」です。この点についてはたくさんの配布資料がありますけれど

も、ほとんどは引用とか、昔私が書いたものを貼り付けただけのものです。実は今日、ゆっくりいろいろと説明させていただく時間はないだろうと思いましたが、あとでお読みいただいて参考になれば、という意図で貼り付けておきました。

まず最初は、ベネディクト16世の発言に関連した綱島先生のご質問です。教皇発言については、中田先生のおっしゃったように、そしてまた私もよく申し上げることなのですが、別にイスラームが正しいと思う人はムスリムになってしまうのだから、ムスリムにならない人にとってイスラームが邪教なのはあたりまえではないか、取り立てて驚くことでもない、と。これが回答の一部になります。

ただ、このご質問はいくつかのポイントで非常に面白いと思いました。「ムスリムは過剰反応している」「文脈全体からあの発言を理解すべきなのに」といったインド系カトリックからの批判そのものが誤っているという指摘が、先ほど中田先生から森先生の論考を引用なさる形でありましたけれども、あれが過剰反応に見えるというのは、私は大半の日本人にとっても同じだろうと思うんです。何かこうした小さなことに対して一つ一つ過剰反応をするムスリム。特に預言者ムハンマドの風刺画のときなんかは焼き討ちまでしてしまう。明らかに過剰反応だという感覚は日本人一般にあるでしょう。というのも、あのベネディクト16世の発言は、ムスリム以外の人間から見れば単発の、偶発的な発言だったからだろうと思います。現実には「イスラームは暴力的だ」とか「イスラームはテロリズムだ」とかいった発言が、例えばアメリカのエバンジェリカルなんかの宗教指導者などからも以前にいくつか出ていたりする。そうした発言は日本ではほとんど報道されませんが、ムスリムの側はみんながこういう話を知っているわけです。

私は今年の夏、セルビアに行く前は、カナダ各地のムスリム団体のところに1週間ぐらい調査に行っていました。6月にトロントで、まったくカナダから出たことのない、アル・カーイダとも無関係なムスリ

ム十数名が反政府テロをやろうとしたのが発覚して、これは面白いと思って調査に行き、そこで本当に思ったのですけれども、ムスリムはどこにいてもイスラームを攻撃するような発言や中東情勢に注目している。日本人なんかから見れば中東は遠いし、イスラーム批判なんていうのも遠いわけですけれども、ムスリムはみんな、こういう話を知っています。

ですから、このローマ教皇の発言というのは、実は多くのムスリムにとっては、もうこれまでもずっとこうした発言が聞こえて来てはいたんですけども、「教皇よ、おまえもか」というふうに受け取られた。その結果、過去を知らない日本人なんかにとっては、過剰反応と見られるような激しい反応が生まれたわけです。言ってしまうと、攻撃されているという意識が過剰反応を生んでいる。

ついでに申し上げますと、「日本の大学では、教皇のイスラーム理解を批判する言説が散見される。また、ヨーロッパやアメリカなどいわゆる「強い側」「批判しても『報復』しない(であろう)側」を批判し、ムスリムを擁護する論法が通用し易い」というご意見。これについては私、ああなるほど、そう言う捉え方もあるんだなと素直に思いました。中東イスラーム研究者はほとんどこういう感覚を持ち合わせていなくて、ムスリムに報復される可能性なんて考えもしないので、このご意見は今後参考にさせていただこうと思います。

次は村田先生の「イスラーム社会にとって望ましいアメリカの対外関与とは何か」というご質問とサミール先生の「アメリカのいまのやり方というのが moderate な Muslim Ulama の Tolerance (寛容) に影響しているか」というご質問。

私は、少なくとも Tolerance にはあまり影響していないのではないかと思います。ただ、そのあとのご質問にある「fundamentalist を助けているか」という点については、確かに助けている部分があるのではないかと思います。つまり、先ほどちょっと触れましたように、イスラーム復興というのが1970年代

に顕在化する。そのあと反帝国主義闘争がジハードと呼び変えられたりすることによって、実はジハード思想という、これまたほとんどみんなが忘れていた、あるいはあまり真剣に考えなくなっていた思想が復活していく。ジハード思想が復活すると、ムスリムの同胞意識が強化される。なぜかと言うと、ジハードがある、ジハードをやっているというふうな、独立闘争その他の紛争を全部ジハードとして位置付ける方向になっていきますから、結果として、それまではそんなところにムスリムがいるなんてふつうの人たちは知らなかったボスニアとかチェチェンとか、そんなところまで注目されるようになって、同じムスリムが攻撃されているという報道がどんどん増えていく。で、同胞意識が強化されて、しまいには「ムスリム同胞が攻撃されている」という意識がイスラームへの関心まで高める結果になる。そういう形で、イスラーム復興がムスリム同胞意識を高めていって、それがまたイスラーム復興となって戻ってくるといったような循環になっているのではないかと。もっと言うと、例えば空港でムスリムはテロリスト扱いされることが多いわけですが、こうした扱いがまたムスリムの「差別されている」という意識を強化する。まわりがムスリムと決めつけることによって、ムスリム意識が強くなって、イスラームへの関心まで高まるというようなこともあるかもしれません。

配布資料には、こうしたムスリムの意識、「やられている」という意識に言及している、いくつかの本の該当箇所を引いておきました。例えばイギリスのジャーナリストであるジェイソン・パークは「世界では善と悪の普遍的な戦いが進行している。イスラームと、その教えである善行と正義を実践するムスリムたちが絶望的危機の中にあると考える、かれらの中心的思想はいつも現実によって立証されている」と書いています。そのあとにはまた、イスラーム世界のどこに行っても、ビン・ラーディンに対する支持の方が優勢だとも書いています。つまり、「われわれは攻撃されている。だから何とかしなければいけない」というビ

ン・ラーディンの呼びかけが実はムスリムの間に深く浸透し続けているわけです。言ってみれば、これが最大の問題と言いますか、過剰反応やテロの原因になっている。ですから「イスラーム社会にとって望ましいアメリカの対外関与とは何か」という村田先生のご質問に対する私の答も、ムスリムたちが絶望的危機の中にある、攻撃されていると考えるので済むような関与の仕方が望ましい、というものになります。ちょっと抽象的な回答ですけれども。

もっとも、9・11以降というのは結局、アメリカもロシアもイギリスも中国もみんながみんな自分が被害者だと考えるような時代になってしまいました。ムスリムだけではなく、みんながみんな、自分が被害者だと考えるようになったこと。実はこのへんが21世紀の国際関係、安全保障を考えるうえで本当は非常に大きな問題なのだろうという気もします。

一方で、過剰反応ではない冷静な反応? もあります。ムハンマドの風刺画に対抗して「ホロコーストを題材にした風刺漫画のコンテストを行う」としたイラン紙『ハムシャハリ』の記事を時事通信が流したのを配布資料には引いておきました。これを冷静な反応と見るべきかどうかについては、意見が分かれるところでしょうが。

村田先生からのもう一つのご質問「イランの現体制がイスラエルの生存権を認めることはないのか」。これについては中田先生が先にさらっとお答えになってしまいましたので、こちらはもう少し何か言わないといけないかと思って、昔ハマースについて書いたものを配布資料の2ページにわたって引いておきました。

かいつまんでお話ししますが、ムスリムが支配したことのある土地がすべて無条件に「イスラームの家」と見なされ続けるわけではありません。例えばアンダルシア。いまさらスペインを取り返そうという人間はどこにもいない。いやほんの少しはいるかもしれませんが、それが大きな潮流になることはない。要するにイスラーム主義者の大勢がパレスチナやイ

ラクの占領を問題にすることはあっても、スペインを問題にしてマドリッドでテロをやり続けるようなことは考えられないわけです。ムスリムはスペインを800年も支配したにもかかわらず、事実上切り捨てている。ですから、パレスチナをアンダルシア化する形で、イランがイスラエルの生存権を認める可能性は論理的・イスラーム法的にはあり得ます。

あとはちょっとイランとは別の話題ですが、現在ハマースが何を考えているかということだけお話しさせてください。実はこの間、ハマースの国外幹部に聞いて非常に面白かったのですけれども、要するに、ハマースがイスラーム運動である限りイスラエルの存在を認めることはできない。しかしながら、de facto としてイスラエルの存在を認めることはできる。これでいきたいということで、いまハマース内部で検討しているらしい。

つまり、まさにイスラエルがそこに de facto として存在しているがために、パレスチナ人は難民になっているのだから、イスラエルが存在することを事実として認めるのはやぶさかではないと。もちろん生存権という話になると、それはまた違うけれども、現実そこに存在している以上、それと交渉する形でこの問題を打開したいということも、数ヶ月前にハマースの海外幹部は言っていました。ですから、今後はこのあたりの工夫が表に出て来るかもしれません。

それから、ちょっと別の話になりますが、マレーシアについて。これは駆け足でいきたいと思います。綱島先生のご質問の最初の1行が実は非常に重要で、「ムスリムとクリスチャンの平和共存を模索する過程で」と書いていらっしゃいますが、結論から言いますと、マレーシアの場合はムスリムとクリスチャンの平和共存を模索した結果がムスリムとクリスチャンの不平等なのだろうと思います。ムスリムとクリスチャンの平和共存をこれから模索するのではなくて、平和共存が容易ではないことを確認した上で、マレー人の方を上に置く政策を取ったのがマレーシアだと言ってもいいでしょう。したがって、こ

れを一般的なイスラームの話として議論するのはあまり適当ではないかもしれません。

ご質問の1はマレー語とキリスト教の関係。3は「対等に扱ってほしい」という話ですが、そういう事情ですので、ご提案のように「非ムスリムにイスラームのより正確な理解を求め」ても齟齬は解消されない、無駄だろうと思います。これは、中田先生の「平等なんて幻想は捨てましょう」というご回答とちょっと次元の違う答ですが。

マレーシアはやはりかなり特殊なケースです。何しろマレーシアというのは「マレー」シアでありまして、基本的に国名自体「マレー人の国」ですし、憲法160条のマレー人の定義には、三つ目に「ムスリムであること」という話が入っている。さらに憲法10条では「敏感問題(マレー語の地位、マレー人の特権、国王の地位)の討論はこれを禁じる」ということまで定められています。実はこうした規定はマレーシアが成立した時点ですでに定められていたわけですが、すぐに徹底施行されたわけではありません。1965年5月13日までは、人口のほぼ半々を占めていた華人とマレー人がお互いに不満を持っていた。華人の方はこういう規定があること自体に不満だったし、マレー人の方は経済的に華人が優位に立っていることに不満を抱いていたわけでした。結局この両者の不満がぶつかって1969年5月13日事件というのが起こる。死傷者まで出る。そこでマレーシア政府は、国民が平和共存していくためには、むしろこの憲法の条項を徹底して、ムスリムが優位、クリスチャン・華人系は対等ではないという形にすることで、対立の芽を摘むことにした。平和共存の道として不平等を選んだということだと思います。ですから、これはかなり特殊な例です。

ただ、もう皆さんお気づきだと思いますが、これは実は現在のイラクの問題とかなりよく似ているのです。つまり全部を平等にして、いわゆる「民主国家」にしたら、結果として内戦とか大混乱にしか陥らないような国や地域がどうやらこの地球上には確

かに存在する。イラクなんか米軍が撤退したら、内戦よりはマシだということで、もう一度独裁ということになるかもしれない。先ほど中田先生のおっしゃったことですが、民主化が内戦を招くとしたら、民主化と内戦のどちらを選ぶべきなのか。

実はマレーシアの例は、ある意味いまから35年前、イラクに先駆けてこの問題に一つの答を出したものと見ることもできるのかもしれませんが。結果的に平和共存していくためには、平等ではやっていけないという答。これが正しい選択肢なのかどうか私には簡単に結論は出せませんので、これ以上申し上げませんが。

あっという間に1時間近く経ってしまいましたので、あと少し専門的な話を「シャリーアの運用と民主化・議会制民主主義」という枠でまとめて、一つお話ししたいと思います。

澤江史子さんからいただいている「歴史的なイスラーム国家において・・・」シャリーア体制とはどのような権力分立関係だったか、というご質問ですね。これはあくまでウラマーと政治権力の関係史についての通説で、本当かどうか、私は専門外なのでよくわかりませんが、シャリーア体制・歴史的な体制では、司法と行政は住み分けられていたというのが通説です。司法はウラマーがやる。行政はカリフなり政府がやる。

一方、ご質問の最後、「『世論』の影響の余地」については、あったともなかったとも言えません。なにせ「世論」が何を指すのかははっきりしませんので・・・実は歴史的には国家・行政がシャリーアの刑法罰規定を無視する例は珍しくありませんでした。つまり「歴史的なイスラーム国家において」という話になると、イスラームではなくムスリムの話になりますので、ムスリムがイスラーム法をきちんとやってきたかどうか問題になるわけです。ムスリムのなかには、われわれはイスラーム法をきちんとやってきたと主張する人もいますけれども、現実の歴史は当然理想とは違う。規定にない処刑というのが、独裁者のやる処

刑にはいくらでも存在しましたし、宮廷の中で飲酒しているなんてこともよくあったわけですが、宮廷の中で酒を飲んだからといって、それをむち打ち刑になんかしていたわけがない。現実のムスリムの歴史は必ずしもシャリーアに従ってきたわけではありません。

澤江先生のご質問は「国家が刑法罰についてどのような規定、解釈、運用を行うかはどのように決められていたのでしょうか。そこにはどの程度の「世論」の影響の余地があり得るのでしょうか」というものですが、前段の答えが「勝手気ままに決めていた」ということになると、そこでの「世論」の影響について考えるときも話はひどく複雑になってきます。だいたい「世論」形成の主体は誰なのでしょう?それがウラマーで、「世論」の中身が「イスラーム法をきちんとやれ」ということだとすれば、「世論」の影響する余地は大いにあった、という回答になります。一方、「世論」がウラマー以外の一般人の考えということであれば、影響する余地はほとんどない。これは、こんなふうにしお答えできない質問かと思えます。

それから、「現代における刑法罰の範囲」という次の話題ですが、これもイスラーム思想上の話であれば中田先生のお答で十分だと思います。特に「イスラームにおける公私の区分」については、完全に思想の話ですので、私が付け加えることは何もありません。実は私は文明間の対話というか、理解のためには、比較思想の努力も大事だと思っているのですが、さすがにこの「イスラームにおける公私の区分」という観点から比較思想をやれ、と言われても手に余ります。勘弁していただくよりほかないでしょう。

次に澤江先生と同じご質問にある「刑法罰の管轄範囲やその決定根拠」についての議論ですが、もし現代ムスリム諸国における議論を知りたいということでしたら、配布資料に貼り付けておいた拙稿が参考になるかと思えます。これはSalah Abu Isma'ilというムスリム同胞団系のエジプトのウラマーが、サダト大統領暗殺事件の法廷に立ったときの証言を私が以前に訳したものです。要するに、「現

代」において刑法罰の決定根拠は何かとえば、それはこの証言の一番最後で語られているように、「人民議会で決定した法」ということになります。そこだけ見れば、世界の他の国々と何も変わりません。

ただこの証言はちょっと面白いので、あとで皆さん読んでみてください。この証言内容は、イランとかサウジではなく、現にいま与党になっていない国のイスラーム主義者が刑法罰についてどんな議論をやっているかという点で興味深い例だと思います。

簡単に言いますと、現行法はいわゆる「売春」を売春罪と見なすために、女性だけが罰されます。しかしこの犯罪はイスラーム法に照らせば姦通罪で、姦夫・姦婦、男も女も両方が罪になる。イスラームイール師はこれを現行法に反映させるべきだと主張しているわけですが、だからといってイスラーム法の固定刑として定められている石打刑、つまり首まで土に埋めて石を投げて処刑するという、そういうことを主張しているわけではありません。なぜイスラーム法で石打刑と決まっているのに、そう主張しないのか。これは思想として、やはりこういう刑罰は7世紀のアラブの民に適合した罰であって、いまは時代が違う、法の本質だけ生かすべきだという考え方なのかもしれません。

もう一つ別の理由も考えられます。エジプトでイスラーム運動が平和裏に選挙なんかで政権を奪取しようと思ったら、必ず政権側から「おまえたちはサウジやイランのような国をつくりたいのか」と批判されるわけです。これに対して、イスラーム運動側はたいがい「サウジやイランのような国を作りたいわけではない」と反論します。そうでないと支持者を減らしますから。ところが、姦通したら死刑というのはサウジやイランのイメージで、できれば触れたくない。そんなわけで、公的な場では石打刑のことはあえて言わないようにしているのかもしれません。

次のご質問「現代のイスラーム国家を名乗る国とそうでない国では、女性の社会空間での服装規範や行動規範が異なりますが・・・」という、このご質

間は、実はちょっと質問の前提となっている認識そのものに問題があるような気がします。

というのは、まず「イスラーム国家を名乗らない国」というので、例えばトルコを考えた場合、服装違反が刑罰対象となっていない理由は、イスラームとあまり関係がないように思えるからです。むしろトルコの歴史のなかでは、共和国ができたあと、逆にヴェールを禁止するようなことがあったような気もするのですが。

「イスラーム国家を名乗る国」の場合も、イスラーム法的な回答はもう中田先生のおっしゃったとおりで、裁量刑なので時と場所によって異なるということではありません。「イスラーム国家を名乗る国」で規定がないこともありますね。例えば、先ほど申しあげたようにエジプトは自称「イスラーム国家」ですが、べつに社会空間での服装規範(義務)や行動規範(制限)がトルコに比べて有意に厳しいわけではありませんし、服装が何とかだからといって刑罰の対象にもなりません。ご質問の前提は「イスラーム国家を名乗る国と、そうでない国で異なる」。そして、「刑罰対象とするかしないかの影響が大きい」ということですが、必ずしもそんなふうにきれいに分けられる話ではないだろうと思います。ここでもやはり、シャリーアと、現実には存在しているムスリム国家の法体制との間に密接な関係があるという誤解が全体として見受けられるように思います。

先ほど中田先生がおっしゃらなかったことと言えば、これが刑法罰にあたるのかどうかわかりませんが、一般にイスラーム主義者たちは、われわれが日本語で「勧善懲悪」と訳している思想を強く支持しています。アラビア語では「よいことを勧め、悪いことを禁じる」というのですが、イスラーム的によいことは無理やりやらせ、悪いことは無理やりやめさせる。実行行使を伴ってでもやめさせるという考え方があって、これに則って女性がちらちらした服装で歩いていると、それは悪いことだからと、無理やりやめさせるわけです。サウジには勧善懲悪委員会、ふつう風紀警察なんて呼ばれているものがありますが、これなどは

そうした立場で活動しています。

配布資料には服装規定の話も参考までに書いておきました。「キリスト教は精神と肉体、理性と本能を本質的に対立するものと見ています」なんて昔かなり大胆に書いてしまった部分は削除しておけばよかった、と実は今日新幹線のなかで反省しきりだったので……そう簡単にこんなこと言えないぞ、というご指摘は、あとで懇親会のときにでもいただければありがたいと思います。

次は「イスラーム政治思想と現実」というタイトルで、ご質問を三つほどまとめて並べさせていただきました。先ほど中田先生は「民主主義というのはことばとして意味がない」とおっしゃいましたが、私の場合、思想的に意味があるかどうかを問う姿勢は、イスラーム研究からムスリム研究に変わった時点で半分捨ててしまっています。思想的に意味がなくても、現実にはそれで世の中が動いているのであれば、そのことはお話ししようという立場ですので、中田先生とはちょっと違う形の話させていただきます。

「議会制民主主義は立法権が議会にあるということですが、議会制民主主義のシャリーア体制が可能なのか、あるとすれば、ウラマー／イスラーム知識人と議会、主権者としての国民との関係はどのようなものなのか」という澤江先生のご質問については、イスラームでは人間に主権はなく神に主権がある、立法権は神にしかないという思想と、でもそのこと自体は議会制民主主義とシャリーア体制の間に予想されるほど深刻な対立をもたらすものではない、ということをご指摘した拙稿を、配布資料に引用しておきましたので、それをご覧いただければと思います。

次の村田先生のご質問に関しては、「独裁ではない」と以前に主張されたらしい中田先生のご趣旨や論拠が私にはわかりませんので、ご質問の趣旨もよく理解できません。もっとも、たとえばカリフ制と天皇制の比較というのは、日本人研究者がアメリカやカナダに留学すると博士論文のテーマとして先生に

勧められる、ある意味国際的に広く興味を持たれているテーマです。実際には、日本人は天皇制の研究が山のようにあって、とても難しいテーマだとわかっているのですが、こうした研究テーマにはふつう取り組みませんが、いずれにせよ、このご質問に対する回答は中田先生にお任せしたいと思います。

それから森孝一先生の「イスラーム世界にとっての理想的な政治体制」についてのご質問。先に中田先生から回答がありましたけれども、中田先生はこのご質問にある「イスラーム世界にとって」の意味を、「まじめなムスリムにとって」というふうにとらえられたように思います。あるいは、イスラーム政治思想にとって理想的な政治体制についてお答えになったと言うべきでしょうか。もちろん、森先生がそういう意味でご質問なされた可能性もあるかと思いますが、もしそうではなくて、いま現実には存在しているイスラーム世界のムスリムにとっての理想的な政治体制という趣旨ならば、答は必ずしも統一カリフ国家ではないだろうと思います。答は「ない」というのが正直なところではないでしょうか。中田先生が次善とおっしゃった選択肢と重なる内容ですが、例えば独裁でないとか、デマゴグの政治に陥らないような民主主義的体制とか。「民主主義」という言い方をすると、またいろいろ問題があるとは思いますが、

さて、ここまではまとめてご質問にお答えして来ましたけれども、ここでまとめた三つのご質問に直接お答えする以上に重要かつ有意義なことは、現状を確認しておくことではないかと思えます。そこで、現状がどうなっているかを、「主要国の三権関係図」という資料にしてお配りしておきました。

みなさんご存知のとおり、イランとサウジアラビアはいわゆる「イスラーム原理主義」国家です。一方、トルコは「世俗主義」が国是で、基本的に西洋型の三権分立を尊重している。ですから、トルコ政治の三権関係図にはシャリーアの登場する余地はありません。問題はほかの自称「イスラーム国家」ですが、

ここでは代表としてエジプトを取り上げます。

イスラーム世界における政治と法の現状を考える場合、まず最初に確認しておかなければいけないのは、シャリーア(イスラーム法)は成文化されていないために、そのまま国法にすることはできないという事実です。先ほど中田先生からお話があったように、特に裁量刑などは、明文があってそれを適用するわけではなく、判例に従ってやっていくわけですから、国法にしようとするればまず明文化しなくてはならない。文面が確定している『クルアーン』だっただけでそのまま法律になるわけはありません。イスラーム主義者はよく『クルアーン』がわれわれの憲法だとか言いますが、法律の専門家から見れば、こんなばかげた話はないわけですね。法律というのは基本的に第1章第1条何とかといった形になるべきものなのに、『クルアーン』はそんなふうにはなっていない。ですから、『クルアーン』がそのまま憲法になるわけがない。ではどうすればいいか。

シャリーアと近代的な議会制の両立を図ろうとして、生まれた例がイランとエジプトの三権関係です。エジプト型はイスラーム世界の圧倒的多数を占めますが、まずはイランの三権関係を見てみましょう。イランの場合、「国法はすべてシャリーア」が建て前ですが、現実には国民の選挙で選ばれた議会が立法院となっています。そこで審議したものを、上位に位置する憲法擁護評議会に回す。この憲法擁護評議会というのは基本的にウラマーの集まりで、議会が決めた法案を見てイスラーム法に反すると判断すれば却下します。このやり方で行けば、現実には国会が採択した法律、つまり非法学者のムスリムが話し合っただけで決めた法律のうち、ウラマーに却下されなかったものがイランの国法になる。

言い換えれば、国会が採択した法律がシャリーアに反さないかどうかチェックする、反していなければそれもシャリーアだと認めることで、議会制民主主義とシャリーアを両立させようとしているのがイランです。これはかなり劇的な思想転換でありまして、通常

シャリーアの規定というのは、法学者が『クルアーン』その他の法源から引き出してくるようになっていまして。ところが、そうではなくて、非法学者のムスリムが話し合っただけで決めた法律、全然『クルアーン』なんかと関係なく決めた法律でも、それがシャリーアに反していなければシャリーアと見なすことによって、議会制を正当化する。実はこの方法はすでに20世紀初頭のイラン立憲革命で採用されていて、1979年の革命で生まれたイラン・イスラーム体制より歴史ははるかに古いのです。スンナ派ではこれより早く、19世紀半ばにチュニスのハイルッディーンという人がこの方法を考案しているようですが。

一方、サウジの場合は三権のあり方がまったく違っています。「国法はすべてシャリーア」が建て前である点はイランと変わりませんが、そもそも立法府が存在しません。国王の勅令がシャリーア扱いになると考えられているために、政治が滞ることはありませんが、イスラームというものを離れてこの体制を見た場合には、誰が見ても国王独裁に見える。そういう体制です。

先週日曜の『サンデー・プロジェクト』でもこのあたりのことを特集していました。イランの方がサウジよりはるかに民主的だろう、と。それなのにサウジのことは言わないのは、アメリカのダブルスタンダードではないかという指摘もあったわけですが、そういう話になるのは、実はこのあたりの状況に起因しているわけです。

とは言っても、イラン型、サウジ型の三権関係を採用している国はそれぞれ1カ国しかありません。その他の国々の大半はエジプト型に属します。このタイプの国々は「イスラーム国家」を標榜しているものの、実際の三権関係は非イスラーム世界の国々と大差ない。「イスラーム国家」を自称していますから、憲法に「シャリーアは立法の主な源泉である」といったような条項を持っていますが、現実には先ほど中田先生がおっしゃったように、相続法、婚姻法、家族法などの稀な例外を除いて、国政と

シャリーアはほぼ無関係です。人民議会が決めた法律がシャリーアと合致しているかどうか、チェックする場所もない。

エジプトの三権体制では一応、司法のなかに最高ムフティー(エジプト共和国のイスラーム法最高判断者)が組み込まれていますが、ムフティーは死刑判決および裁判所が迷ったときのみ判断を要請される軽い位置づけであるだけでなく、その判断に法的拘束力もありません。しかしこの最高ムフティーを立法府の上に持ってくれば、エジプト型の三権体制は実はイランと同じ形になります。ムフティーに自立性を与えれば、イランとエジプトその他の国々の体制はほとんど同じになりますので、基本的な発想としては、おそらくイラン型とエジプト型は同じもの、今後もしぶとく生き残っていく形態だろうと思います。

話を森先生のご質問の「中東の民主化」に戻しましょう。まずフランシス・フクヤマが『「中東の人びとは民主化を求めている」と述べているが、これについてはどのようにお考えでしょうか。』

私は1980年代の終わりからずっと、中東の人びとは民主化を求めていると言いつつ、書き続けて来ました。ただし、先ほどマレーシアの話の絡みで申し上げましたように、イラクのようなリスクは必ずありますので、民主化を求める中東の人びとへの対応をどうすべきか、は簡単には答えられません。いまのイラクについて言えば、「民主化より治安の回復が大事だ」と考えているイラク人もたくさんいるでしょう。実際、そんなこともあって、いまだに私はイラク戦争に関しては、そんなに簡単に「あれはやってはいけない戦争だった」と言い切れなくて悩み続けております。大量破壊兵器がなかったことは中東イスラーム研究者にとって全然意外ではなかった。むしろみんな最初から、ないだろうと思っていた。アル・カーイダとの関係もないと思っていた。しかし、フセインの政権をそのまま放っておいてよかったのか。これについてはいろいろな議論があります。フセインの政権がそのまま続いていたら、これだけ殺されたかもしれな

い。でも戦争でもっとたくさんのイラク人が死んだ。だからイラク戦争は間違いだったと主張する人もいますが、人の死んだ数だけが善悪判断の基準でもないでしょう。逆に民主化のためなら、多くの人命が失われても構わないということもできない。ですから中東の人々が民主化を求めているとしても、アメリカの介入、外部の介入による民主化が推進されるべきかどうかは、簡単には答が出ない問題だといまだに考えております。

続いて「ムスリムとその社会にとっての『民主化』とは、欧米の『民主化』と何が違うのでしょうか」というご質問。

基本的には変わらないと思います。ほとんど変わらないけれども、イスラーム思想の側から見た場合、いくつか問題があるということについては、拙稿を配布資料に貼り付けておきました。これもあとでお読みいただいて、参考にしていただければと思います。

最後に「進化論とイスラーム思想」に関わるご質問ですが、このご質問への回答は実は中田先生に全面的にお願いするつもりでございました。しかし中田先生もお答えにならなかった箇所が結構たくさんあるように思います。最終的なご質問「同じプロセスを通らざるを得ないと考えているようなムスリムの思想家がいるのなら、その人びとについて教えてください」に対するお答えはあったと思いますが、『クルアーン』のなかにユダヤ教徒がブタやサルに変わった例があるから、サルが人間になってもおかしくないという中田先生のご説明はイスラーム宗教界の大勢とは違うように思います。

では、この最後のご質問に対する私の答はどうかと言いますと、そういう思想家もいるかもしれないけれども、そうした思想表明自体がはっきり言ってタブーだということです。たとえそういう思想家がいたとしても、思想家はそれをご指摘のような形で表明することはできません。

現実にはご存知のとおり、例えば湾岸諸国では数年前に『ポケモン』が輸入禁止になりました。なぜ

かと言うと、『ポケモン』の話のなかにダーウィン進化論をほうふつとさせるものがあるのがいけない、というのが当時の説明です。なぜダーウィン進化論がいけないかと言うと、『クルアーン』では一応アダムが最初の人間で神が創った、という話になっていて、イスラームの場合には『クルアーン』が神のことばそのものですから、それが間違っているということになると、イスラームの根幹を否定することになりかねない。

というわけで、配布資料には「明白にイスラームの教えに反する議論は認めない」という議論が一般的となった。ダーウィン進化論の拒否はその典型である。生命が数十億年前ある種の偶然によって生まれ、進化を重ねてヒトまで来たとする理論は、「神がアダムを創造した」という『クルアーン』の教えと真っ向から対立する。このため、イスラーム世界の多くの国々では、今日でもダーウィン進化論の教育、研究が許されていない」という昔書いた拙稿を貼り付けておきました。

ただ、中田先生が指摘なさったように、ムスリム科学者の側の反応は、そんなことは気にしないということだろうと思います。気にしないで科学研究をどんどん進めていく。「もっとも、多くの国々では進化論そのものを禁じながらも、ピテカントロプス以降のヒトの形態的变化や、進化論に基づく動物分類図などを教科書に載せています」と拙稿で述べているのは、そうしたことの一例です。サウジなんかではそういうものも一切存在しませんけれども、他の国々では進化論は禁じる一方、動物分類図は教科書に載せておくという、そんな形でイスラーム思想と近代科学の矛盾を結果的にすり抜けている。先ほど申し上げましたように、こういう問題を公的に思想家として語ることはできませんけれども、科学の場面では触れずに済ますようにしている。そういう話かと思えます。

すみません。結果的に1時間20分も喋ってしまいました。長くなって恐縮です。ご清聴どうもありがとうございました。

「一神教の学際的研究——文明の共存と安全保障の視点から——」第5回部門1・2合同研究会(2007.1.27)

イスラームの現在

飯塚正人(東京外国語大学AA研)

0. 「文明の共存と安全保障」にとって、問題はイスラームなのか? ムスリムなのか?

⇒ 拙稿『文明の衝突』再考(添付資料)を参照

1. 「イスラム原理主義」(イスラーム主義)

— 澤井 義次先生 —

今日、世界の諸宗教は「対立」から「対話」へという方向性にあります。ところが、イスラームの現状は、むしろ原理主義的な趨勢にあるように思います。そうした状況において、近代西欧との調和、あるいは、他宗教との対話などの動きが、イスラーム世界において、大きな流れになっていく可能性は。

— 網島 郁子先生 —

いわゆるイスラーム復興の現象は、世界的に、いつ頃まで続き、どのような状態をもって完了したとみなすべきなのか、また、いつの日かいわゆる世俗化ないしは脱イスラーム化への揺り戻しが起こる可能性はあるのだろうか。

a) **イスラーム主義の目指すもの**→イスラームが「原理主義的趨勢にある」として、何が問題なのか?

①古典的なイスラーム法(の精神を反映した法?)が支配する「イスラーム国家」の建設

②1924年にトルコで廃止されたカリフ制の再興 ⇒ ウンマ(イスラーム共同体)の復興へ

【参考】イスラーム主義者とは、早いところでは一九世紀後半から開始された西洋主導の「近代化」(多くの地域では「植民地化」という形をとった)の流れを十分に意識し、それからの影響をさまざまな形で被りながら、それでもあえてイスラームをみずからの「政治的」イデオロギーとして選択し、それに基づく改革運動を行おうとする人びとをさす。(大塚和夫『イスラーム主義とは何か』岩波新書、2004年、p.11)

b) **1970年代半ば以降イスラーム復興現象が顕在化した理由**

【きっかけ】1967年 第三次中東戦争におけるアラブ諸国の大敗

→【問い】イスラームの方がユダヤ教より優れているはずなのに、なぜユダヤ教徒の国イスラエルにアラブは惨敗してしまったのか?

【答】自分たちムスリムが世俗化してイスラーム法を捨てたがために、神の怒りを買ってしまった結果(つまり「天罰」)

→ 多くのムスリムが自己批判、反省へ(イスラーム法を国法として復活すべし!)

1970年代 多くの国の政権が「イスラーム政府」を自称〜政府による宗教の利用

(民衆の間に広まったイスラーム復興の気運を受けて、イスラーム法に従う「イスラーム国家」「イスラーム社会」を建設・維持することが国是に)

【参考】報道用語のイスラーム化:「反帝国主義闘争」が「ジハード」に変わる

→ 政治をイスラームの文脈で語ることが一般化、政教分離否定

※つまり、現在のイスラーム復興は「世俗化ないしは脱イスラーム化」への反省から高揚した(=1960年代以前は「世俗化ないしは脱イスラーム化」だった)

c) 「ファンダメンタリズム」概念の再定義

(US科学アカデミー研究プロジェクトや現代フランスの思想家たちによる提言)

～元の意味にとらわれず、1970年代後半以降のグローバルな現象に共通の特徴を拾う試み

①宗教の政治化、政治の宗教化=宗教の周縁化に対する反抗

②「浄化」という発想、自己の絶対化、強い排他性

③討論を拒否または回避する傾向〜「唯一の解決」の主張・強制

しかし、「原理主義」者はムスリムの多数派なのか? 大部分のムスリムは近代西欧と調和しておらず、他宗教との対話を拒否しているのか?(=「対話」に向かう諸宗教の主体とは誰か?)

cf.) ウラマー(宗教指導者)、「原理主義」者、一般ムスリムの違い

d) **ムスリムの穏健派と過激派——用語の意味するものをめぐって**

1) 外交・政治・メディアなどにおける穏健派・過激派の意味

(1) 過激派〜少数のムスリム・テロリスト、武装闘争推進派(容認派?)

(2) 穏健派〜多数の武装闘争否定派、平和主義者?

※分類の基準は「テロ」を行うか、行わないか(肯定するか、否定するか)

"the Sheikh of Al-Azhar University, the world's oldest Islamic institution of higher learning, declared that terrorism is a disease, and that Islam prohibits killing innocent civilians."

(2001.11.国連におけるブッシュ米大統領演説)

2) 中東イスラーム研究者の考える穏健派・過激派(現地のムスリムによる分類法を反映)

(1) 過激派〜少数の反政府武装闘争派。イスラーム法を施行しない為政者を背教者と決めつけ、「背教者=死刑」の法規定に基づいて暗殺やクーデタを試みる。もともとは独裁政権による弾圧に対応する過程で生まれた(1966 Sayyid Qutb 処刑)。なお、これとは別に、シーア派を背教者と決め付けてテロを仕掛ける過激ワッハブ派が存在(→3) 現代における宗教家の立場と役割に関連)

(2) 穏健派〜多数派。原則としてムスリム同胞の殺害を違法と見るため、反政府武装闘争は行わない。ただし、「イスラームの地」への「侵略者」(イスラエルや米国など)に対するジハードは義務と考える。ムスリム同胞団、ハマース、9.11以前の? ウサーマ・ビンラーディンなど

※分類の基準は反政府テロ(=ムスリム同胞へのテロ)を肯定するか、否定するか。逆に言うと、反米テロや反イスラエル・テロは穏健派と過激派の分類基準にはなり得ないと考えられている。

3) 現代における宗教家の立場と役割

— 塩尻 和子先生 —

外部からの意図的な陽動作戦に乗らないで、ムスリム同士で結束ができるようになるための「宗教家の役割」は可能でしょうか。

※宗教家の影響力

〜一般ムスリムに影響力があっても、現実にはいかに殺しあうムスリムに影響力があるかどうかは別問題&2006年夏ヒズブラーの対イスラエル戦争をめぐるスンナ派宗教界の姿勢

☆穏健派の宗教指導者アズハル総長タンターウィー師の立場

- ・「テロリズム(irhab)」は禁止。「過激派」はイスラームから逸脱。
 - ・ただし、防衛のためのジハード(対異教徒テロ)はムスリムの義務
⇒ 2003年3月 イラク侵略軍への防衛ジハード呼びかけへ
× irhabin(対同胞テロ) ○mujahidin(対異教徒侵略者テロ)
 - ・「敵に対する抵抗は歓迎されるが、イラク人同士や女性、子供、老人を巻き込むのであれば、それは抵抗ではなく、不信仰である」(2005)
 - ・「イスラームでは人々を守り、ムスリムの名誉を守るためのジハードだけが合法である。無辜の民への脅迫や攻撃のために用いられるべきではない」(2006.9)
- ※つまり、「自称アルカイダ」との違いは、「イラク人同士や女性、子供、老人を巻き込む」ことを可とするか不可とするか、また侵略されている土地以外でのジハード(グローバル・ジハード)を可とするか不可とするかのみ(ビンラディンも「防衛」しか言わないのは同じ)

2. ムスリムと非ムスリム～過剰反応と反米の理由

a) ムスリムへのイスラームフォビア意識の浸透

— 網島 郁子先生 —

ローマ教皇ベネディクト16世のレーゲンスブルク大学での講義発言に対するムスリム側の反応について、非公式の聞き取りを行ったところ、インド系カトリックの秘書や研究員からは、「文脈全体からあの発言を理解すべきなのに、ムスリムは過剰反応をしている」「マレーシアでもキリスト教側は対応が大変だった」とのことであった。

日本の大学では、教皇のイスラーム理解を批判する言説が散見される。また、ヨーロッパやアメリカなどいわゆる「強い側」「批判しても‘報復’しない(であろう)側」を批判し、ムスリムを擁護する論法が通用し易い。しかしながら、現実には個々のムスリム地域を観察すれば、非ムスリム人口の割合によって、事情はもう少し複雑になる。この件について、コメントをうかがいたい。

— 村田 晃嗣先生 —

イスラーム社会にとって望ましいアメリカの対外関与とは何か

— Samir Nouh先生 —

Does the policy of American present administration affect the Tolerance of the moderate Muslim Ulama (Religious scholars and leaders) as well as ordinary people in Muslim countries?, does this policy help fundamentalists in Muslim countries at present? How do you explain spreading of Islamic Literature in present, comparing 15 years ago for example in Muslim countries when there is book fair, the Islamic books are best sellers, In Radio and TV Islamic programs, in culture centers and clubs Islamic topics are mainly discussed etc.?

※ 「ムスリム同胞が攻撃されている」という意識がイスラームへの関心まで高める結果に?

「多くの若者にとって、テロリストへの道は自宅のテレビから始まる。ボスニア、チェチェン、カシミール、パレスチナ。若者たちはテレビ画面に映し出された光景を見て、イスラーム教徒が世界各地で追い詰められ、虐殺されていると確信する。宗教的熱情に駆られた彼らは、地元のモスクやインターネット上でイスラーム防衛の誓いを立てる。そのなかにはNGO(非政府組織)への寄付を募る者もいるが、飛行機代を工面してベシヤワルへ向かう者もいた」(『ニューズウィーク』日本版2001年9月26日号、クリストファー・ディッキー中東総局長)

「戦争屋の西側がイスラーム世界を辱め、分裂させ、支配しようとしている、という知覚は、相対的貧困や政府による抑圧と同じように、ムスリムの暴力の根本的な原因なのである。過激派たちは、かれらの社会、文化、宗教、生活様式が生き残るための、最後の戦いをしていると信じている。かれらは、十字軍は決して終わっておらず、自分たちは自らを守るための絶望的戦争をいま戦っているのだ、と信じているのだ。かれらは、西側の私たちがそうであるように、自衛行動なら、他の状況では認められないような、あらゆる戦術の使用も正当化されると理解している。われわれもそう考えているように、生命と社会そして文化を守るために戦っているのだと、かれらは信じているのだ」

(ジェイソン・バーク『アルカイダ——ビンラディンと国際テロ・ネットワーク』講談社、2004年、p.429)

「世界では善と悪の普遍的戦いが進行している、イスラームと、その教えである善行と正義を実践するムスリムたちが絶望的危機の中にあると考える、かれらの中心的思想はいつも現実によって立証されている…ビンラディンの目的が、ムスリムの過激化と決起にあるならば、反テロ戦争に携わる者の目的は、それを阻止することにある。イスラーム世界やその外の大衆紙、中東のモスクで行われる金曜日の説教をざっと見てみれば、またダマスカス、カブール、カラチ、カイロ、カサブランカ、いやロンドンでもニューヨークでも、スーク、喫茶店、ケバブレストランで二、三時間過ごしてみれば、どちら側の努力が成功しているかははっきり知ることができる。ビンラディンが優勢なのだ」(同上書pp.407～408)

【参考：カイロ7日時事】イラン紙ハムシャハリは7日、「表現の自由の限界を試す」ため、ホロコースト(ナチス・ドイツによるユダヤ人虐殺)を題材にした風刺漫画のコンテストを行うと発表した。ロイター通信が伝えた。イスラーム教の預言者ムハンマドの風刺漫画が欧州紙に掲載された問題で、各紙が表現の自由を理由に掲載を正当化していることへの当て付けだ。優秀な12作品の作者にはそれぞれ約1万7000円の賞金を出すという。(時事通信) - 2006年2月8日

b) 「イスラームの家」は絶対に手放せないか?

— 村田 晃嗣先生 —

イランの現体制がイスラエルの生存権を認めることはないか。

「これに対し、防衛ジハードはカリフの在不在に関係なく、すべての成人ムスリム男子の義務とされる。武装した異教徒が「イスラームの家」に現れた場合、すべての成人男子は侵略者を撃退すべく、生命・財産・言論などを捧げて抵抗しなくてはならない。もっとも、ムスリムが支配したことのある土地がすべて、無条件に「イスラームの家」と見なされ続けるわけではない。たとえばアンダルシア(イスラーム・スペイン)の場合、ムスリムの支配は711年から1492年まで、およそ800年にも及んだが、今日スペインを「侵略者」と見て防衛ジハードを企てる者などどこにもいないのである。言い換えれば、古典的なイスラーム法学のジハード理論において、どれほど長い期間ムスリムがその地を支配したかは必ずしも重要ではない。現に「イスラームの家」から除外されたアンダルシアという先例がある以上、論理的にはパレスチナもまた、「イスラームの家」であり続けるという保証はないのである。にもかかわらず、今日なおパレスチナが「イスラームの家」と見なされ、そこでの「防衛ジハード」が成人ムスリム男子個々の義務と説かれる根拠はいったいどこにあるのか。

大半のイスラーム主義運動はこうした問いには答えていない。彼らにとって、パレスチナが「イスラームの家」であることは自明の理であり、問いそのものが無意味と考えられているからである。したがって、この問題に自覚的に取り組んでいる「ハマース憲章」第11条はかなり例外的な文書と言っているに違いない。イスラエルの占領が長引いた場合、なし崩し的にパレスチナの「アンダルシア化」が進むことを警戒せざるを得ない紛争当事者としての立場がなせる業なのか(注4)、そこでは以下のような主張が展開されている。

ハマースの戦略：パレスチナはイスラームのワクフ（訳注：寄進）地である：

第11条：

ハマースは、復活の日に至るまでのあらゆる世代のムスリムにとって、パレスチナの地がイスラームのワクフ地であると信じる。その土地あるいはその一部を諦めたり手放したりすることは間違いである。アラブの一国であろうと、アラブ諸国全体であろうと、王であろうと大統領であろうと、諸王の全員であろうと大統領全部であろうと、パレスチナであれアラブであれ何らかの機構あるいは諸機構の全部であろうと、そういうことはできない。というのも、復活の日に至るまでのあらゆる世代のムスリムにとって、パレスチナの地はイスラームのワクフ地だからである。いったい誰が、復活の日に至るまでのあらゆるイスラームの世代を正しく代表できるのか？

これがイスラーム法におけるパレスチナの土地についての規定であり、ムスリムが武力によって征服したあらゆる土地に関する規定と同じである。ムスリムは征服時にその土地を、復活の日に至るまでのあらゆる世代のムスリムにとってのワクフ地とした。

こうした規定が生まれた経緯は、以下のとおりである。イスラーム諸軍の司令官たちはシャーム（訳注：大シリア）とイラクの征服を成し遂げた後、征服した土地について協議すべくムスリムたちのカリフであったウマル・イブン・ハッターブに使者を送った。「征服地は兵士たちに分け与えるべきか、地主のもとに残すべきか、あるいは？」そしてムスリムたちのカリフであるウマル・イブン・ハッターブと神の使徒——彼に神の祝福と平安あれ——の教友たちが協議と議論を重ねたすえ、以下の決定が下されたのである。土地は地主の手に残り、地主は土地とそこにある資源を利用することができる。ただし土地の管理、土地そのものは、復活の日に至るまでのあらゆる世代のムスリムのワクフ地とする。地主が所有するのは用益権のみである、と。このワクフは天と地が存在する限り存在し続ける。パレスチナについて、このイスラーム法に反するいかなる振る舞いも誤りであり、論駁されるべきものである。（'Azzam, pp.123-124）

要するに、パレスチナは「復活の日に至るまでのあらゆる世代のムスリムのワクフ地」なのだから、土地の一片たりとも他者に譲渡することはできず、誰にも譲渡する権限はないというのが、今日まで変わらぬハマースの主張である。これはかなり明確な宗教信条の吐露であり、この条項だけ読めば、ハマースが平和に向けて妥協する余地など皆無と考えざるを得ないだろう。（飯塚正人「イスラーム主義勢力と中東和平——「ハマース憲章」再考」平成13年度外務省委託研究報告書『イスラエル内政に関する多角的研究』、日本国際問題研究所、2002年）

⇒ イスラエルの生存をde factとして認める???～現在検討中らしいハマースの戦略

c) マレーシア

— 網島 郁子先生 —

1. ムスリムとクリスチャンの平和共存を模索する過程で、マレー語とキリスト教の関係は、緊張をはらむ微妙な問題であるが、解決に向けて、キリスト教側としてはどのように対処したらよいのか。
3. マレーシアの非ムスリムに聞いてみると、「私達を対等に扱ってほしい」と言っている。このような齟齬は、非ムスリムにイスラームのより正確な理解を求めていく以外、解消方法はないのだろうか。

※マレーシア連邦＝「マレー」シアの特殊性

※マレー人の定義＝①流暢なマレー語を話すこと、②日常的にマレーの習慣(adat)に従うこと、③ムスリムであること(憲法160条)

※「敏感問題(マレー語の地位、マレー人の特権、国王の地位)の討論はこれを禁じる」(同10条)

※1969年5月13日事件の影響

3. シャリーアの運用と民主化・議会制民主主義

a) ウラマーと政治権力の関係史通説～司法と行政の住み分け？

— 澤江 史子様 —

歴史的なイスラーム国家において、国家は刑法罰については強制力を発揮しているわけで、国家が刑法罰についてどのような規定、解釈、運用を行うかはどのように決められていたのでしょうか。そこにはどの程度の「世論」の影響の余地があり得るのでしょうか。

アッバース朝中期(9～11世紀)：「体制内野党」型社会集団としてのウラマー層が成立

cf.) アブー・ハニーフ、イブン・ハシマルの受難(アッバース朝の弾圧・迫害)

“最良の統治者はウラマーの門前に立つ者。最悪のウラマーは統治者の門前に立つ者”

《司法と行政は分化していくが、政府が再審法廷を通じて司法介入する伝統も生まれる》

→しかし、やがてウラマーと政府の間にある種の協力関係が成立

・ウラマー側の事情～シャリーアを施行するためには統治者の力が不可欠

・統治者側の事情～ウラマーを敵に回して、イスラーム的正統性を失いたくない

→オスマン帝国(1299～1922)などにおけるウラマーの官僚化へ

※ただし、統治者がシャリーアの刑法罰規定を無視する例は珍しくない(規定にない処刑が存在)

⇒ムスリムの自己主張と現実の歴史は当然ながら異なる。現実のムスリムの歴史は必ずしもシャリーアに従ってきたわけではない(再度、問題はムスリムなのか、イスラームなのか)

b) 現代における刑法罰の管轄範囲、その決定根拠

— 澤江 史子様 —

現代では刑法罰の管轄範囲やその決定根拠については、どのような議論があるのでしょうか。(歴史的にどのような議論や議論の変化があるのでしょうか)

この問題は、イスラームにおける公私の区分(権力が個人の裁量の自由にとどこまで介入する権利があるのか)という観点から、議論のご紹介などしていただければと思います。

「ある日、私が同胞のためにギーザの警察署に行ったところ、驚いたことに、床におよそ30人ほどの女性が座っていました。この情景は私の関心をひきましたので、私は「この人たちの罪は何なのか」と尋ねたのです。すると、その部屋の室長は「売春婦」と答えました。私は、それでは彼女たちを買った男はどこにいるのかと尋ねました。これは、姦夫と姦婦の間でしか成立しない罪ですから。すると彼は私にこう答えたのです。我々の考えでは、姦夫は、その男がこの女と姦通し代金を与えたことの証人に過ぎません。女は、姦通したのではなく、代金を受け取ったがために訴追されているのです……姦夫であるということ(それを認めるということは〔姦通の〕証拠を持っているということですが)が女性に対する証人ということになってしまい、男が姦通をしたことにはお咎めなしなのです。私が神のために怒ると、彼は言いました。我々は、あなた方が人民議会で決定した法を実現しているだけだと……」(Salah Abu Isma'il, Shahada, 1986)

— 澤江 史子様 —

例えば、現代のイスラーム国家を名乗る国と、そうでない国では、女性の社会空間での服装規範(義務)や行動規範(制限)が異なりますが、それを刑罰対象とするかしないかは、社会に非常に大きな違いをもたらすと思いますが、異なる見解がそれぞれどういう根拠と論拠によっているのかを含めてご紹介いただけますでしょうか。

※総じて、シャリーアと現実のムスリム国家の法体制の間に密接な関係があるという、(私に言わせれば)「誤解」があるように思いますが……

〈コーランに見られる服装規定〉

「それから女の信仰者にも言っておやり、慎み深く目を下げて、陰部は大事に守っておき、外部に出ている部分はしかたがないが、そのほかの美しいところは人に見せぬよう。胸には蔽いをかぶせるよう」(Q24:31)

「預言者よ、あなたの妻、娘たちまた信者の女たちにも、彼女らにジルバーブをまとうよう告げなさい。それで認められ易く、悩まされなくて済むであろう」(Q33:59)

【参考】女性隔離とヴェールの背景＝女性の魅力に対するムスリム男性の恐怖？

「男は女の魅力に抗しきれない。男女が同じ場を共有すれば、男は間違いなく女の魅力に負け、社会規範・宗教規範をおろそかにする」という確信

「キリスト教は精神と肉体、理性と本能を本質的に対立するものと見ています。ここから、性欲など「動物的」本能は精神力で克服すべしと説く、一種の禁欲主義が生まれてくるわけです。ところが、イスラームはこうした二元論を採りません。イスラームは性欲など人間本能の持つ「動物的な」パワーを積極的に評価します。欲望がなければ人間何かに必死に取り組むこともない、と考えるからです。セックスが気持ちいい、ということは「神がセックスを気持ちいいものとして創った」ということですが、その最大の目的は人間に天国の素晴らしさを教えることにあると言われていました。天国に行けばこんな快感が永久に続く。それを知れば人間は全力をあげて神の道に励むだろう。慈悲深きアッラーはただ神に従えと命ずるだけでなく、人間が従いやすいように天国という報酬の素晴らしさを教えて下さったのです。

さて、セックスが神の道に励む原動力となる以上、イスラームがこれを推奨するのは当然です。しかし、一方でイスラームは性欲と繁殖を深く結びつけて理解してもいます。同性愛と自慰が否定される一方、健康な男女は皆早く結婚すべしと説かれるのもこのためです。また、イスラームは性欲のパワーが破滅的な方向に向かうのを極度に恐れます。いくらセックスの快感が天国に通じるとはいえ、朝から晩までとっかえひっかえセックスばかりしていたのでは、神の道の追求がおろそかにならざるを得ません。イスラームは性欲のパワーを認めているだけに、その破壊的側面にもひどく敏感なのです。

性欲の赴くままにふるまえば、社会は必ず混乱する。性欲を満たしつつ、なお公序良俗を守る方法はないものか。これに対するムスリムの回答は、男女を空間的に分けてしまうことでした。悪名高き女性隔離の誕生です。もちろんこの慣習の背後には、性欲の際限なきパワーに対する激しい恐怖があります。ここでは、異性に接するかぎり性欲はコントロール不能と考えられているのです。(飯塚正人『イスラーム世界がよくわかるQ&A100』、亜紀書房、1998年所収)

c) イスラーム政治思想と現実

— 澤江 史子様 —

議会制民主主義とシャリーア体制の関係について、最近のスナ派イスラーム思想界では、どのような議論があるのかご紹介いただけませんか。議会制民主主義は立法権が議会にあるということですが、議会制民主主義のシャリーア体制が可能なのか、あるとすれば、ウラマ—/イスラーム知識人と議会、主権者としての国民との関係はどのようなものなのか。

— 村田 晃嗣先生 —

イスラームでは宗教指導者が伝統を媒介にして統治するので、独裁ではないとの由うかがったが、戦前日本の天皇制統治システムとの顕著な相違は何か。

— 森 孝一先生 —

イスラーム世界にとっての「理想的な政治体制」について教えてください。もし、それを実現することは困難であるとすれば、「最善」ではなく、「次善」の求められるべき政治体制とは、どのようなものになるのでしょうか。

【現状】シャリーアは成文化されていないので、そのまま国法にはできない

① イラン～国法はすべてシャリーア、がタテマエ

but 現実には国会が採択した法律がシャリーアに反さないかチェック

(非法学者のムスリムが話し合っただけで決めた法律でもシャリーアと見なす)

※この方法は1905年のイラン立憲革命で採用されているが、スナ派では19世紀半ばにチュニスのハイルッディーンが考案済み

② サウディアラビア～国法はすべてシャリーア、がタテマエ

but イランと違って立法府自体存在せず。勅令がシャリーア扱いに

③ エジプト型(圧倒的多数)～憲法に「シャリーアは立法の主な源泉」的条項あり

but 現実には、相続法・婚姻法を除き、国政とシャリーアはほぼ無関係

d) 中東の民主化～イスラーム思想との関連

— 森 孝一先生 —

フランス・フクヤマは近刊の『アメリカの終わり』(会田弘継訳)で、「中東の人びとは民主化を求めている」と述べているが、これについて、どのようにお考えでしょうか。イスラーム教徒とその社会にとっての「民主化」とは、欧米の「民主化」と何が違うのでしょうか。

「まず原則からいうと、イスラームは「国民主権」を認めません。イスラームにおいて主権者、立法者は神のみとされ、人間にできることはただ神の命令(イスラーム法)を解釈・実行することだけだ、と言われます。多くのイスラーム主義者が「民主主義」に反対するのもこのためです。しかし、これはあくまで言葉の上の問題に過ぎません。現実問題としてイスラーム法は外交・軍事・行政など政治の大半を規定しておらず、人間の自由裁量に委ねているからです。今日ではこれを裁量するのは議会(シューラー)と見る説が有力で、この点で民主主義との間に矛盾はありません。

シューラー(合議)はもともとアラブの伝統で、預言者ムハンマドも衆知を結集する場として尊重していました。しかし、イスラーム国家が王朝化・専制化するにつれて省みられなくなり、このことがイスラーム世界を停滞させた原因だと多くのイスラーム主義者が批判しています。意外かもしれませんが、彼らは議会制の支持者なのです。ただ、日本と異なるのは、いくつかの刑罰規定や相続法など、人間による変更が不可とされる分野があることです。これらの法規はコーランに明記されており、議会による修正はいっさい許されない、との見方が支配的です。実際、イスラーム主義者の多くもこの立場を取っています。もっとも、これは量にすれば法全体の5%以下に過ぎないとも言われています。

次に言論の自由ですが、イスラームが禁止する思想信条は実はほんのわずかです。もっとも強硬な言論統制論者であるイスラーム主義者ですら、政教分離論、イスラームそのものを否定する議論以外は否定しません。イスラーム史はここ一〇〇年、「解釈の革新」ともいべき時代に入っており、イスラーム法の「中身」について是非を論じる作業は日常的に行われているのです。

イスラームと民主主義の関係を考える場合、もうひとつ重要なのは参政権の問題です。伝統的な理解では、イスラーム法の解釈はイスラーム教徒(ムスリム)にしか許されていません。したがってイスラーム法が国家の法となれば、非ムスリムは参政権を失うこととなります。これは極めて重大な欠陥と思われるため、今日では非ムスリムの参政権を認める思想的な工夫が探られています。

以上述べたように、イスラームと民主主義の関係は一筋縄ではいきません。回答は、両者の相違点を重大な対立と見るか、わずかな違いと見るかにもよるでしょう。

最後にひとつ、日本人が気づきにくい問題を指摘しておきます。それは、イスラームと民主主義の対立を説くこと自体、現状では民主化推進の障害になるという事実です。イスラーム諸国の大半は一種の独裁政権であり、自由な政治活動を認めていません。イスラーム主義者はそこで民主化を求める運動を進めています。イスラーム勢力の伸張が民主主義を危うくするというのは、防戦一方の政権側がよく持ち出す議論です。そしてアルジェリアの例でも明らかなように、欧米先進国はこの考えを支持し、民主化圧殺を容認してきました。イスラーム主義者から見れば、どこにも存在しない民主主義を自分たちが破壊するという非難は濡れ衣でしかありません。イスラームと民主主義の矛盾をあげつらう前に現場の状況をよく見てほしい、というのが彼らの正直な気持ちでしょう。問題設定自体がはらむ不公平というものも考えてみるべきではないでしょうか。」(飯塚正人『イスラーム世界がよくわかるQ&A100』所収)

4. 進化論とイスラーム思想

— 手島 勲矢先生 —

近代になって、西欧では自然史の方向に大きな関心がよせられ聖書が生まれる以前について調べるようになりました。クルアーン以前の歴史について、宗教的なムスリムはともかく、世俗的なアラブ人またはムスリムはどのように接するのでしょうか。進化論は現代科学の重要な基礎ですが、このことが西欧文明を宗教的な要素と自然科学に基づく世俗的な要素に分けることになりましたが、同じプロセスを通らざるを得ないと考えているようなムスリムの思想家がいるのなら、その人々について教えてください。

「今日では、イスラーム教徒(ムスリム)の大半が科学の進歩に条件つきで賛成しています。神が創造した宇宙を分析することは神の本質を知る道であり、科学技術の発展こそ神の意志と考える。けれども、イスラームの信仰や倫理を害するような科学の成果は絶対に認めない。これが現在、イスラーム世界の主流をなす立場と言っているでしょう。

こうした態度をムスリムが取るようになった背景には、近代科学とイスラームの根本的対立を棚上げして、科学を受け入れてきた歴史があります。西欧近代科学はイスラーム文明の学習から始まりましたが、両者が一九世紀に「再会」した時、すでに近代科学とイスラームの間には否定しがたい世界観の対立が生じていました。何より、近代科学はイスラーム信仰の根本とも言うべき「世界の創造と終末」や「来世」といった概念を認めてはいなかったのです。この世界(現世)には始まり

も終わりもない。人類が生まれようが滅びようが、この世は永遠に続いていく。これが近代科学の時間観念です。最後の審判の日、現世が終わって来世がやってくると説くイスラーム思想との対立は明らかでしょう。このため、一九世紀のムスリムにとって、近代科学を学ぶべきかどうかは大きな悩みの種となりました。

けれども、近代科学を拒否していたのでは、いつまでたってもムスリムが欧米に追いつくことはできません。やがて「理性と啓示、科学とイスラームは矛盾しない」と説く一群の思想家たちが現れ、彼らの努力の甲斐あって、二〇世紀半ばには科学の進歩を肯定するムスリムが多数派となりました。もっとも、先に述べたとおり、こうした思想改革はイスラームと近代科学の根本的対立を解消するものではなく、対立を棚上げしたまま科学技術の成果だけを取り入れる試みだったと言えます。この結果、近代科学の「真理」でも、明白にイスラームの教えに反する議論は認めないという態度が一般的となりました。ダーウィン進化論の拒否はその典型です。生命が数十億年前ある種の偶然によって生まれ、進化を重ねてヒトまで来たとする理論は、「神がアダムを創造した」というコーランの教えと真っ向から対立します。このため、イスラーム世界の多くの国々では、今日でもダーウィン進化論の教育・研究が許されていません(もっとも、多くの国々では進化論そのものを禁じながらも、ピテカントロプス以降のヒトの形態的変化や、進化論に基づく動物分類図などを教科書に載せています)。(飯塚正人『イスラーム世界がよくわかるQ&A100』所収)